

藤井寺市第5期障害福祉計画 及び第1期障害児福祉計画

平成30年3月
藤井寺市

はじめに

本市では、人権尊重の理念に基づく障害者施策の構築を目指して、平成27年3月に障害のある方々の施策の理念や基本方針を定める「藤井寺市障害者計画」及び障害福祉サービス等の必要量と確保の方策等を定める「藤井寺市障害福祉計画（第4期）」を一体的に策定し、総合的に展開してきました。

その間、国においては、障害のある方々の支援の拡充のため、各分野において法制定、法改正がなされ、障害のある方々の取り巻く環境は大きく変化しております。また、平成30年4月には「改正障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「改正児童福祉法」が施行されることにより、障害のある方々が望む地域社会の支援や、障害児支援におけるニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などに取り組むよう求められています。

この度、障害福祉計画（第4期）が平成29年度で終了することから、地域における障害のある方々を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、上記の通り障害者総合支援法及び児童福祉法の改正を受けて、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を一体的に策定しました。いずれの計画におきましても、平成32年度（2020年度）の状況を見据えて障害福祉サービス等の見込み量を定めております。

今後も引き続き、障害福祉施策の実施に努め、障害の有無に関わらず、市民が安心して暮らし続けることができる共生社会の実現を目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や支援学校調査、事業所調査、パブリックコメントなどにより、貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

藤井寺市長 國下 和男

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 障害のある人を取り巻く状況	7
1 障害のある人の状況	7
2 障害のある人に対するアンケート調査結果からみた主な意見と課題	17
3 支援学校調査・事業所調査からみた主な意見と課題	25
4 地域生活支援拠点をテーマとしたワークショップからみた主な意見と課題	27
第3章 第4期計画の取り組み状況	29
1 成果目標	29
2 障害福祉サービス	33
3 地域生活支援事業	42
4 児童福祉法に基づくサービス	47
第4章 計画の基本的な考え方	49
1 計画の基本理念	49
2 平成32年度の成果目標の設定	50
第5章 施策・事業の取り組み	57
1 障害福祉サービスの見込量	57
2 地域生活支援事業の見込量	70
3 障害児支援の見込量	78
4 サービス等の確保策	81
5 権利擁護の推進	83
第6章 計画の推進	85
1 計画の推進体制	85
2 計画の点検・評価	86
資料編	87
1 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画との連携	87
2 計画策定の経過	91
3 用語の説明	95

●本編中の用語は※を右上につけ、同一ページに複数ある場合は初出のみにつけています。
●平成31年5月1日から元号変更が予定されておりますが、本計画におきましては、和暦で記載をしております。

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

○本市では、平成18年度に平成20年度までを計画期間として定めた「藤井寺市障害福祉計画（第1期計画）」を策定しました。本計画は、「障害者自立支援法」に基づく計画で、障害のある人が年齢や障害の種別等に関わりなく、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、サービスの見込量を設定し、基盤整備を計画的に進めるための計画でした。これ以降、法律に基づき3年ごとに計画の見直しが行われました。

○この間、国においては、障害者制度全般にわたる改革が進められてきましたが、その主なものは次の法律の改正です。

●「障害者自立支援法」の改正（平成22年12月）

主な改正点は、発達障害[※]を含めた障害児支援、障害者の相談支援事業の強化、事業所や障害者団体で構成される障害者地域自立支援協議会[※]の設置などです。

●「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）

主な改正点は、障害者の定義を、それまでの障害（機能障害）の捉え方に加えて（発達障害を含むとされた）、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人という社会との関係性において捉えること、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことの規定などです。

●「障害者虐待の防止と障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立（平成23年6月）

障害者虐待の定義を、養護者による虐待、障害者福祉施設等従事者による虐待及び使用者による虐待とされたことなどです。

●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立（平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、従来の障害者自立支援法に代わるものとして同年6月に公布）

障害者自立支援法の目的が「自立した生活を営むことができるように支援を行う」とされていたのに対し、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるように」と改正され、障害者の定義に新たに難病等が加えられました。また、目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととされ、必須事業に障害者に対する理解を深めるための研修・啓発等4事業が追加されるとともに、重度訪問介護の対象の拡大等障害者に対する支援の見直しが行われました。さらに、障害者等に対する支援の度合いを示すものとして「障害程度区分」から「障害支援区分」へ名称・定義が改正されました。

●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立（平成25年6月）

官公庁をはじめ、会社や商店などの事業者が障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止するとともに、官公庁や事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。また、「差別の解消の推進に関する基本方針」が平成27年2月24日に閣議決定されるとともに、関係府省庁における対応要領、事業分野別の対応指針の策定が義務づけられました。

○本市では、平成27年3月に「藤井寺市障害者計画」と「藤井寺市障害福祉計画（第4期）」（以下、第4期計画といいます。）を一体的に策定しました。

なお、第4期計画の策定以降、障害者関連法等の施行があり、それらも踏まえて本計画を策定します。

●「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（平成28年4月）

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮^{*}の提供義務）を定めるとともに、障害のある人の雇用に関する状況を踏まえ、精神障害のある人を法定雇用率^{*}の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることが規定されています。

●「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行（平成28年4月、5月施行）

「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月に閣議決定されましたが、計画のポイントとしては、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和となっています。

●「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布（平成28年6月）

障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、改正されました。その概要は次のとおりですが、2の(3)は公布の日に、それ以外は平成30年4月1日に施行となっています。

1 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）。
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）。

- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

2 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）。
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- (3) 医療的ケア[※]を要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

●「発達障害[※]者支援法の一部を改正する法律」の施行（平成28年6月公布、8月施行） 改正のポイントとしては、次の6点があります。

- (1) 目的に、切れ目なく支援を行うことの重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを規定。
- (2) 発達障害者の定義を、発達障害及び「社会的障壁」（＝発達障害がある者にとって日常生活または社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により日常生活または社会生活に制限を受けるものとしたこと。
- (3) 基本理念を新設し、発達障害の支援は「社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」や「社会的障壁の除去に資すること」「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行うこと」を規定。
- (4) 国及び地方公共団体の責務として、相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備することを規定。
- (5) 国民の責務の改正として、個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めることを規定。
- (6) 発達障害者の支援のための施策として、発達障害の疑いのある場合の支援、普通学級に通う発達障害児にも学校と連携して支援計画や指導計画を作成すること、就労支援とともに就労定着支援を規定するとともに、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける意思疎通の手段の確保等の配慮、家族等への情報提供や相互の支え合い活動の支援等を規定。

2 計画の位置づけ

- 「藤井寺市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」（以下、第5期計画等と
いいます。）は、次の2つの法定計画として位置づけられます。
- ① 「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく、市町村障害福祉計画（第5期）
 - ② 「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく、市町村障害児福祉計画（第1期）
- 障害福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提
供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策などを定め、達成に向けて円滑
な実施を目的に策定するものです。
- 障害児福祉計画は、これまで障害福祉計画に含まれていた障害児支援について、改
正児童福祉法に基づき、サービス提供体制の構築を図ることを目的にあらたに策定
するものです。
- 両計画は、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方を踏まえるとともに、藤井寺市
の実情を加味した内容としています。
- 第5期計画等は、「藤井寺市総合計画」に基づく障害福祉サービス等の提供に係る分
野別計画として位置づけるとともに、「第3期藤井寺市地域福祉計画」（平成28年3
月策定）、「藤井寺市障害者計画」（平成27年3月策定）、「藤井寺市子ども・子育て
支援事業計画」（平成27年3月策定）等の関連する計画との整合を図り策定するも
のです。

■計画に定める事項

障害福祉計画に関する事項 (障害者総合支援法第88条第2・3項)		障害児福祉計画に関する事項 (児童福祉法第33条の20第2・3項)	
必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における障害福祉サービス、相談支援または計画相談支援の種類ごとの必要な見込量 ●地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 	必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における通所支援または障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
任意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策 ○障害福祉サービス、相談支援または計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション※の措置を実施する機関等との連携に関する事項 	任意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○通所支援または障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 ○通所支援または障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

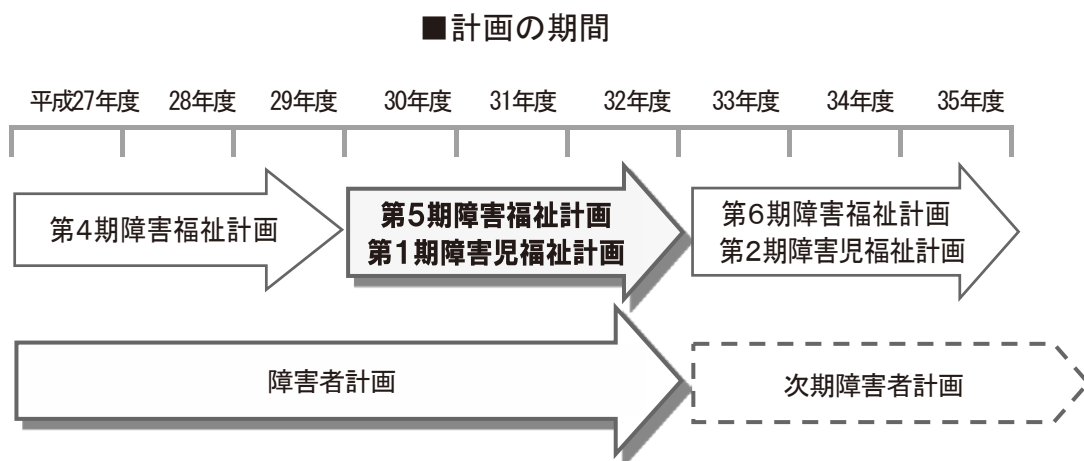
3 計画の対象

本計画で、「障害のある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害※を含む）、その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とし、「高次脳機能障害※のある人や難病に起因する、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」なども含みます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを把握・反映させるために、次のような機会を設定しました。

① 各種会議等での審議

計画の策定にあたり、「藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会」をはじめ、「藤井寺市障害者支援会議」「藤井寺市障害児福祉計画庁内連絡会議」、庁内の関係各課において、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

② 障害のある人に対するアンケート調査

障害のある18歳未満及び18歳以上の人それぞれを対象に、生活状況や障害福祉サービスの利用状況、相談支援に関するニーズなどを把握するため、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

③ 支援学校[※]に対するアンケート調査

本市の通学区域となっている支援学校2校を対象に、障害のある児童・生徒の状況や進路先、医療的ケア[※]児の生活課題などを把握するため、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

④ サービス提供事業所に対するアンケート調査

障害福祉サービスの提供状況や今後の増員・参入予定、新規事業への参入意向、事業所運営上の課題等を把握するため、サービス提供事業所に対して、メール及び郵送でアンケート調査を実施しました。

⑤ 地域生活支援拠点をテーマとしたワークショップ[※]

今後の地域における地域生活支援拠点のあり方について検討するためのきっかけとなるよう、市内障害福祉サービス事業所のかたを対象とし、地域生活支援拠点及び緊急時の対応をテーマに、それぞれワークショップを開催しました。

⑥ パブリックコメント[※]の実施

市民からの意見を広く募集し、その意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを平成30年1月9日から2月2日にかけて実施し、7人から意見が寄せられました。

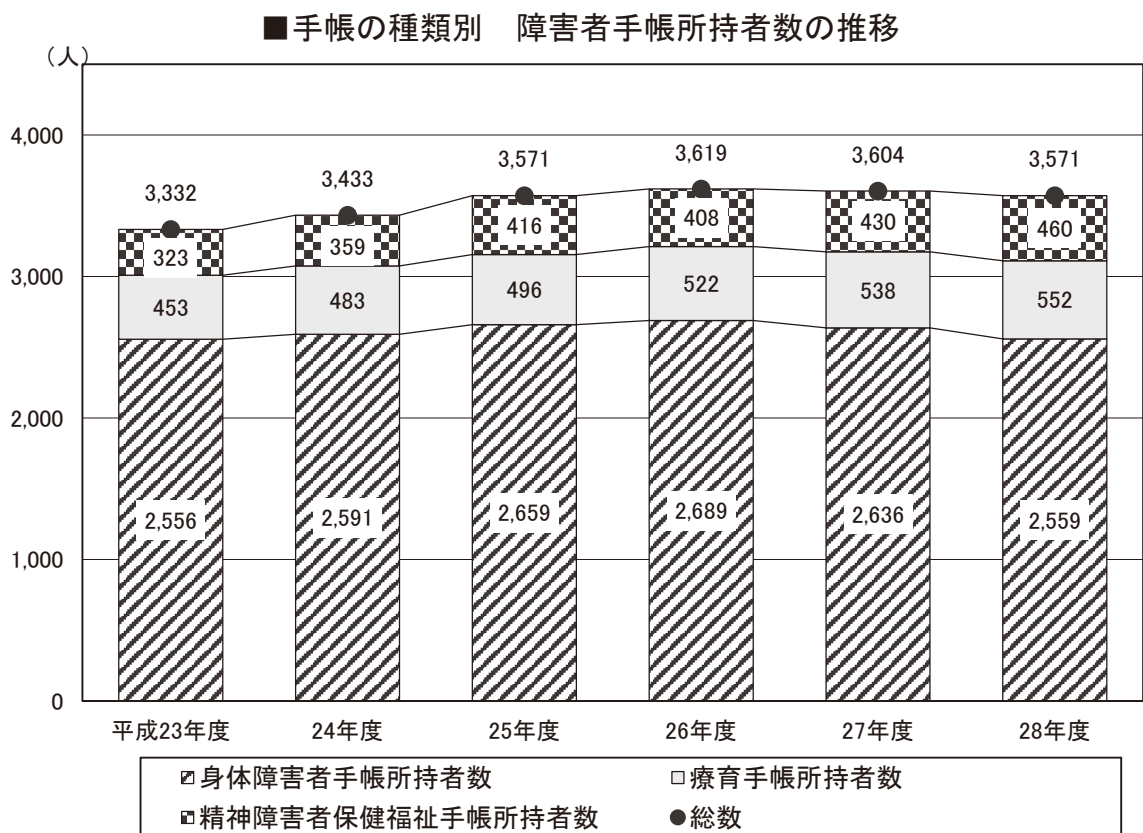
第2章 障害のある人を 取り巻く状況

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のそれぞれ所持者数を合計した全体の数字（ただし、重複で所持している人を含みます。）は、平成23年度以降では26年度をピークに減少傾向を示し、平成28年度末現在は3,571人となっていて、総人口の5.4%となっています。

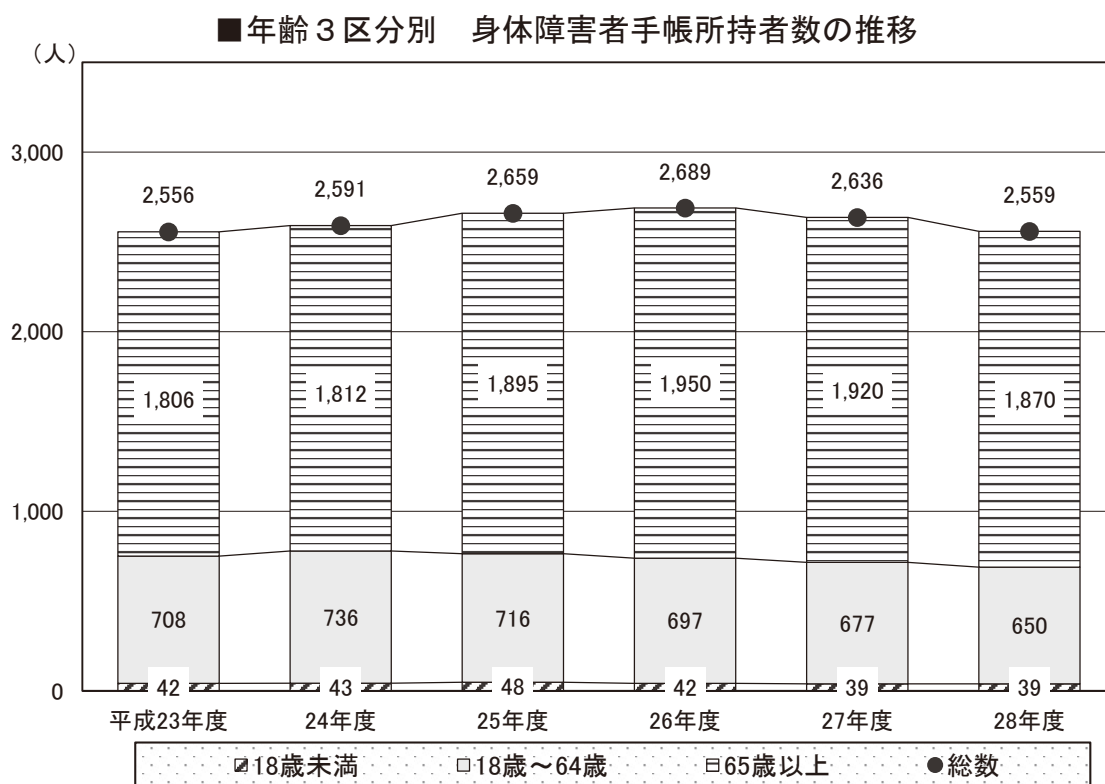


(2) 身体障害のある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度末現在では2,559人で、うち18歳未満が39人、18歳～64歳が650人、65歳以上が1,870人となっています。65歳以上の高齢者は、身体障害者手帳所持者全体の約73%を占めています。

身体障害者手帳所持者数全体は、平成23年度以降では26年度をピークに減少傾向を示しています。そのうち、18歳未満は平成25年度の48人をピークに、27・28年度は39人で横ばいに、18歳～64歳は24年度をピークに、65歳以上は26年度をピークにそれぞれ減少傾向を示しています。

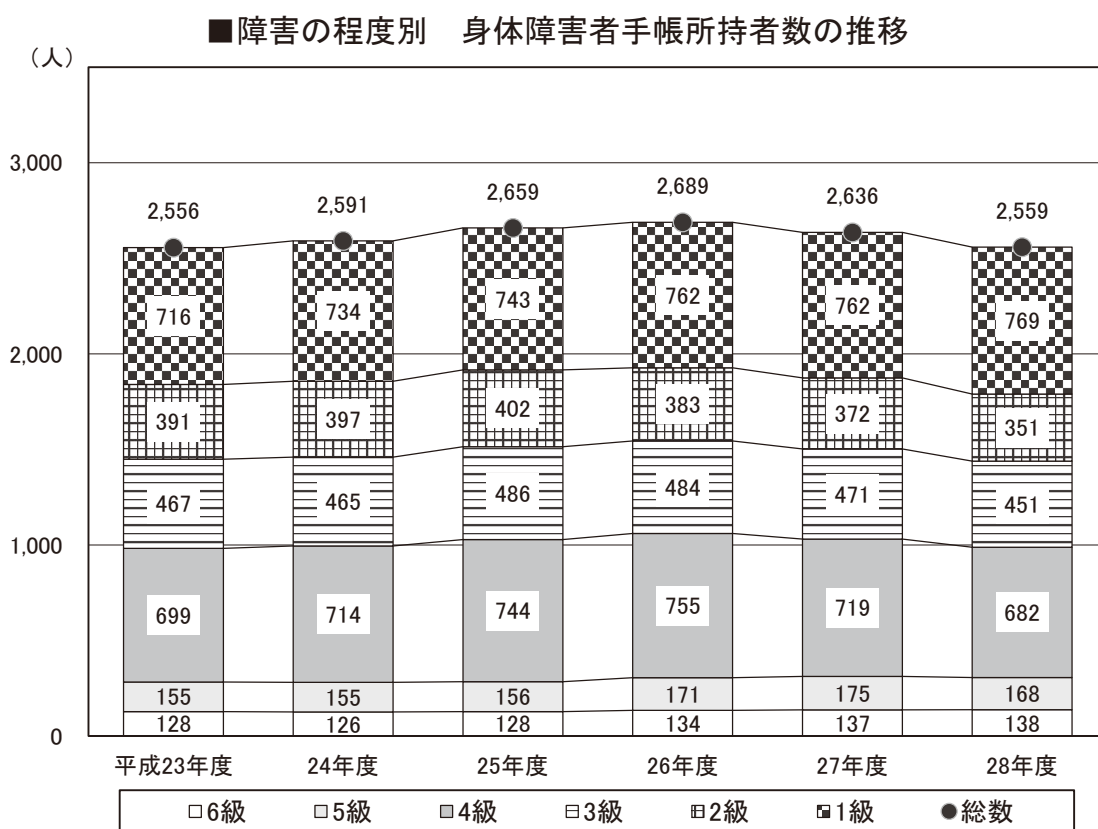


資料：福祉総務課（各年度3月末現在）

② 障害の程度別身体障害者手帳所持者数の推移

平成28年度末現在の障害程度別の身体障害者手帳所持者総数に占める割合は、1級が30.1%、2級が13.7%、3級が17.6%、4級が26.7%、5級が6.6%、6級が5.4%となっています。

また、1級及び2級の重度の人が、平成28年度末現在では1,120人で、25・26年度をピークに減少傾向を示しています。1級及び2級の全体に占める重度率は43.8%で、平成23年度以降では、おおむね43%台で推移してきましたが、28年度は上昇傾向を示しています。

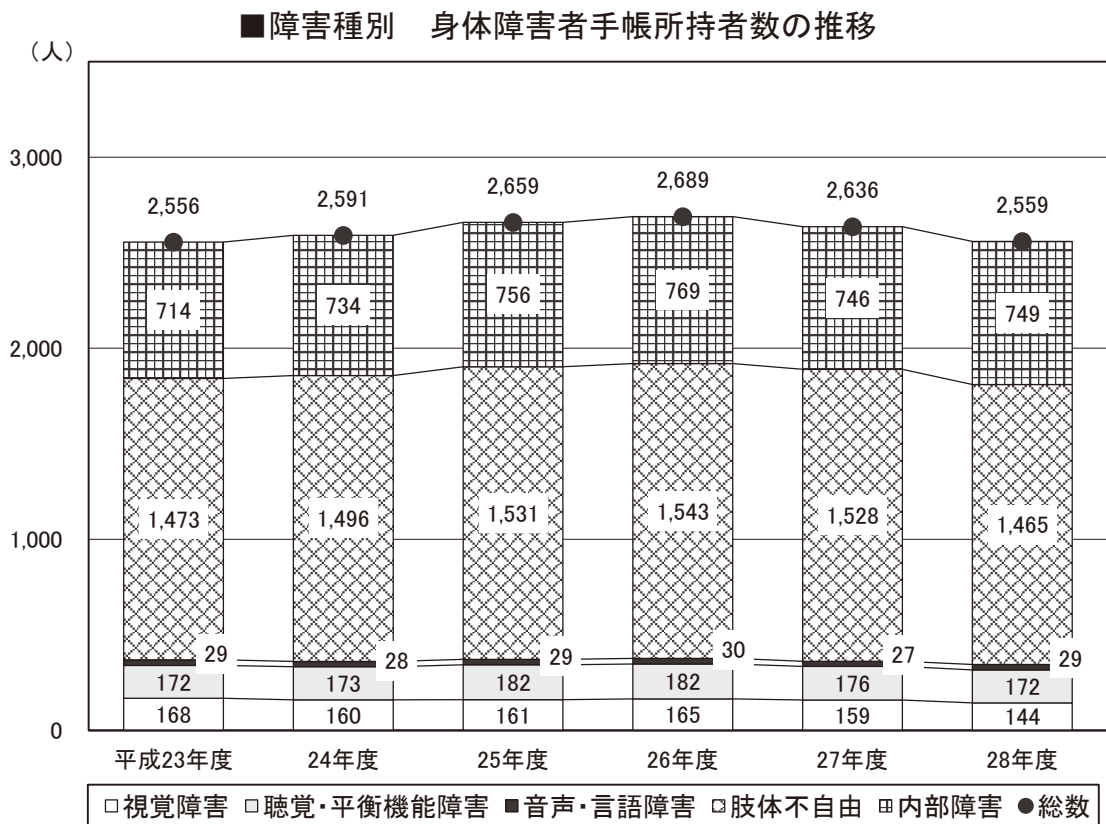


資料: 福祉総務課(各年度3月末現在)

③ 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

平成28年度末現在の障害種別身体障害者手帳所持者数の構成をみると、肢体不自由が57.2%で最も多く、半数を超えています。次いで内部障害が29.3%、聴覚・平衡機能障害が6.7%、視覚障害が5.6%、音声・言語障害が1.1%となっています。

肢体不自由及び内部障害は平成26年度が最も多く、肢体不自由はその後減少傾向に、内部障害は27年度に減少し、28年度はわずかながら増加しています。視覚障害は増減しながら減少傾向を示し、聴覚・平衡機能障害は平成27年度以降、わずかながら減少傾向を示し、音声・言語障害は30人前後で推移しています。



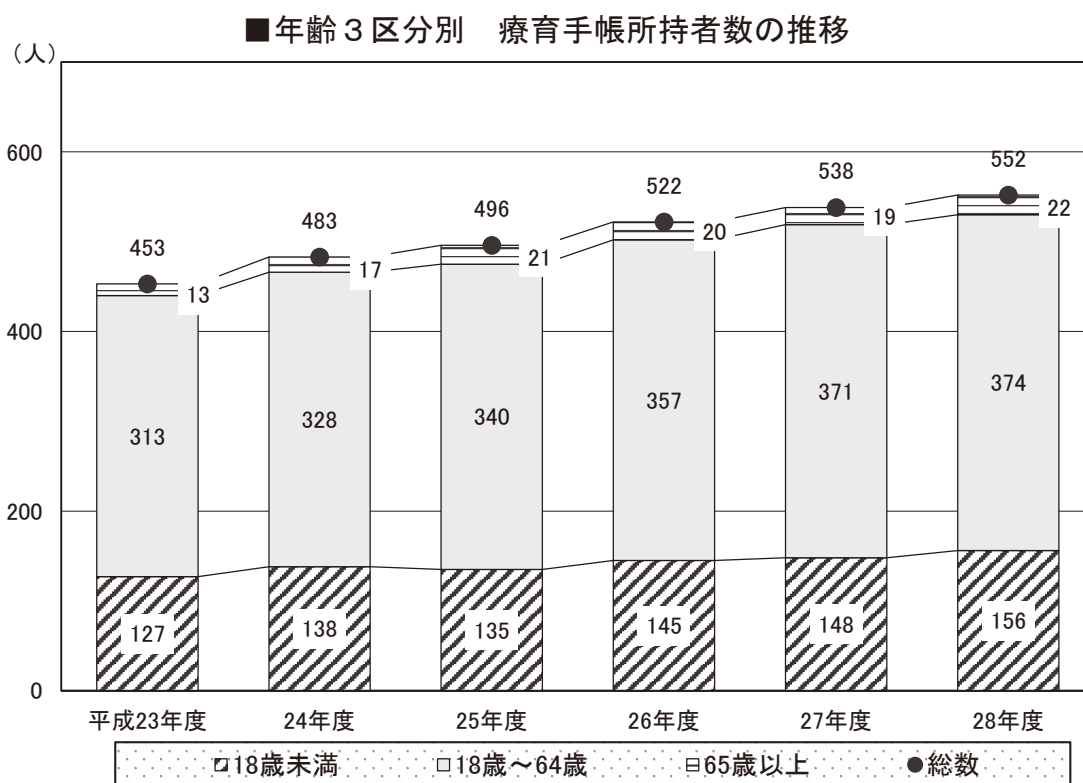
資料：福祉総務課（各年度3月末現在）

(3) 知的障害のある人の状況

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加を続け、平成28年度末現在では552人で、うち18歳未満が156人、18歳～64歳が374人、65歳以上が22人となっています。18歳～64歳は、療育手帳所持者全体の約68%を占めています。

18歳未満及び18歳～64歳は、平成23年度以降、おおむね増加傾向を示し、65歳以上は平成25年度以降、20人前後で推移しています。

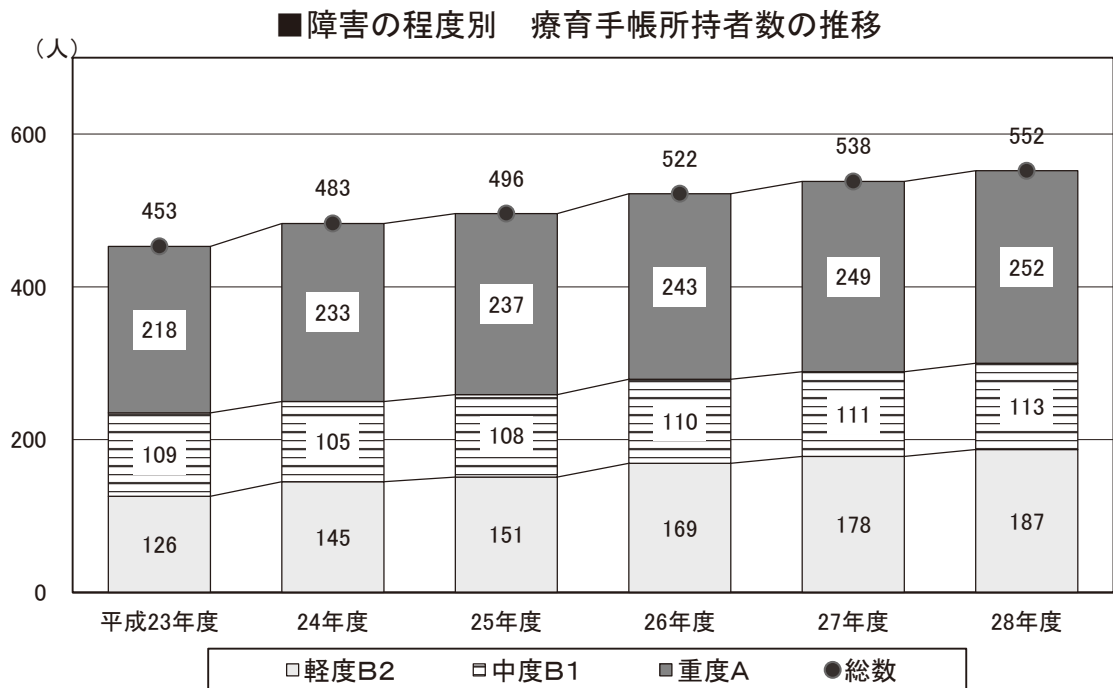


資料：福祉総務課(各年度3月末現在)

② 障害の程度別療育手帳所持者数

平成28年度末現在の障害程度別の療育手帳所持者総数に占める割合は、重度Aが45.7%、中度B1が20.5%、軽度B2が33.9%となっています。

平成23年度以降の重度者数は増加傾向にありますが、療育手帳所持者総数の増加が大きいため、重度率としては、低下傾向にあります。

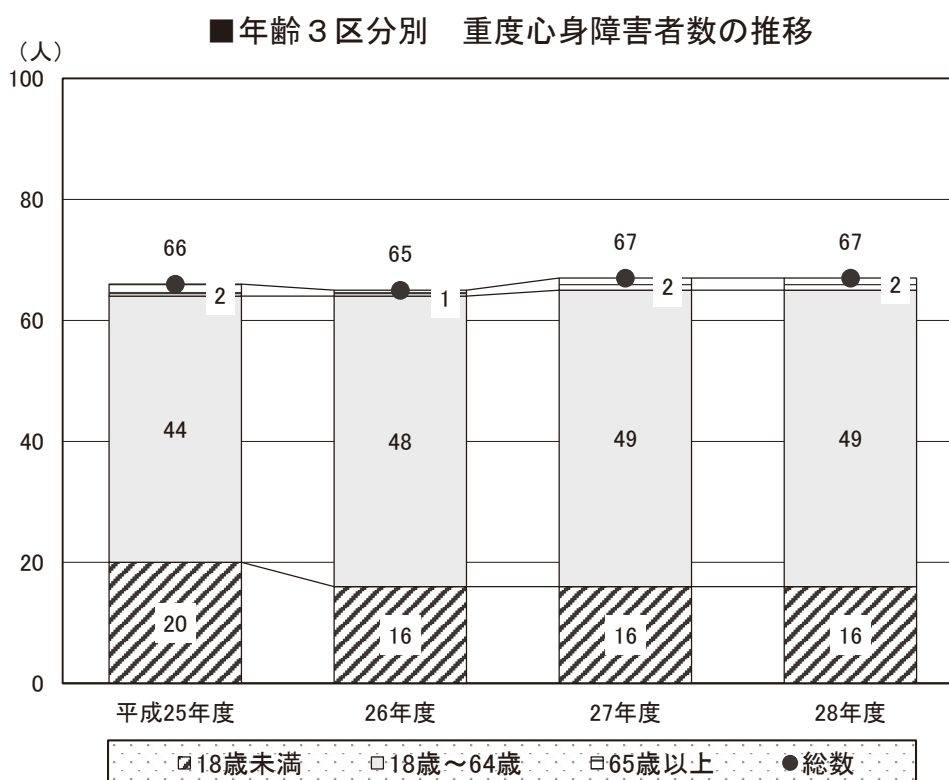


資料：福祉総務課(各年度3月末現在)

(4) 重度心身障害のある人の状況

身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障害のある人の状況を、平成25年度以降でみると、65人～67人で推移しています。

平成28年度末現在、18歳未満が16人、18歳～64歳が49人、65歳以上が2人で、18歳～64歳は全体の約73%となっています。

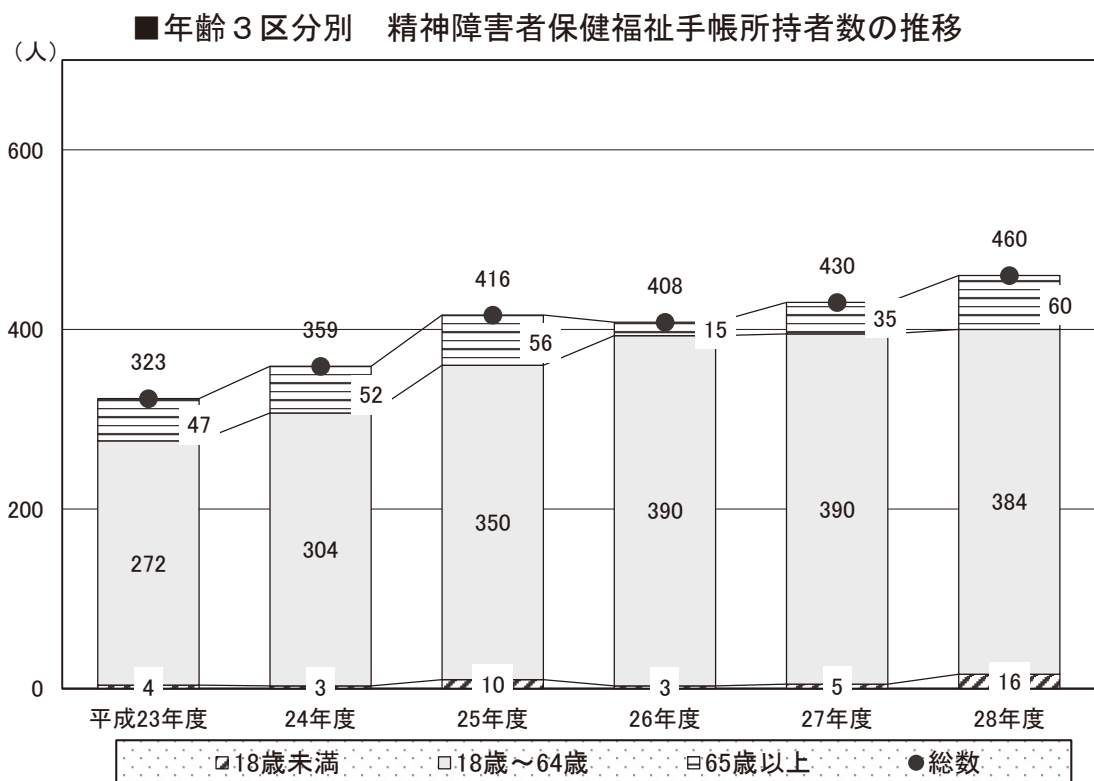


資料：福祉総務課（各年度3月末現在）

(5) 精神障害のある人の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度に若干減少しましたが、おおむね増加を続け、平成28年度末現在では460人で、うち18歳未満が16人、18歳～64歳が384人、65歳以上が60人となっています。18歳～64歳は、精神障害者保健福祉手帳所持者全体の約83%となっています。

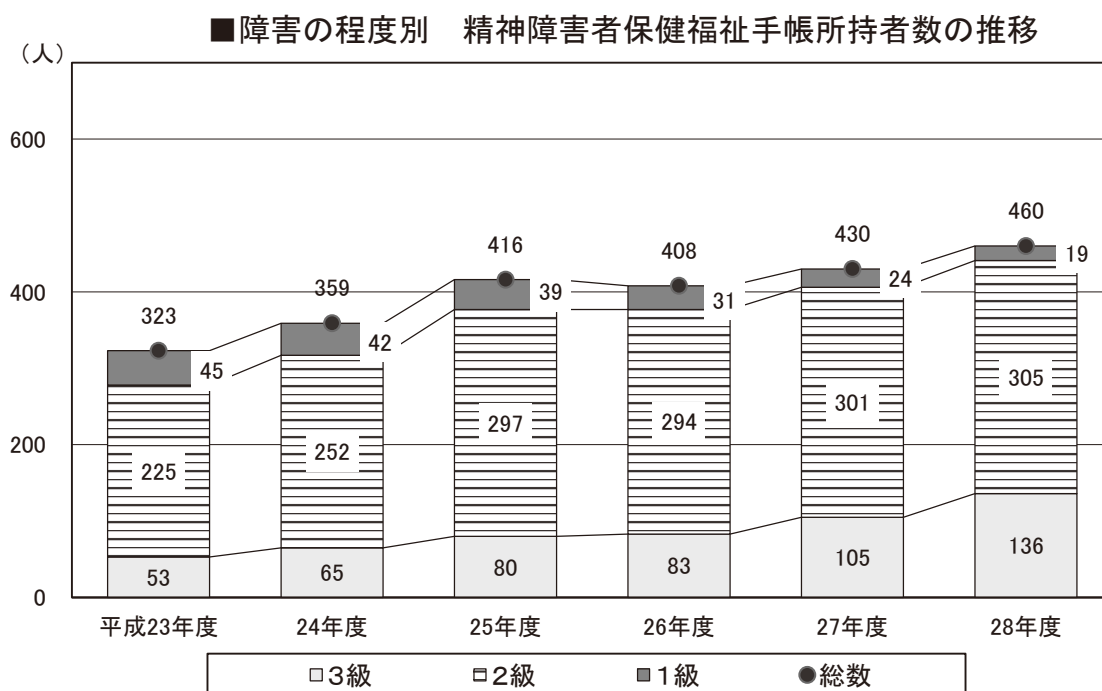


資料：福祉総務課（各年度3月末現在）

② 障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成28年度末現在の障害程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者総数に占める割合は、1級が4.1%、2級が66.3%、3級が29.6%となっています。

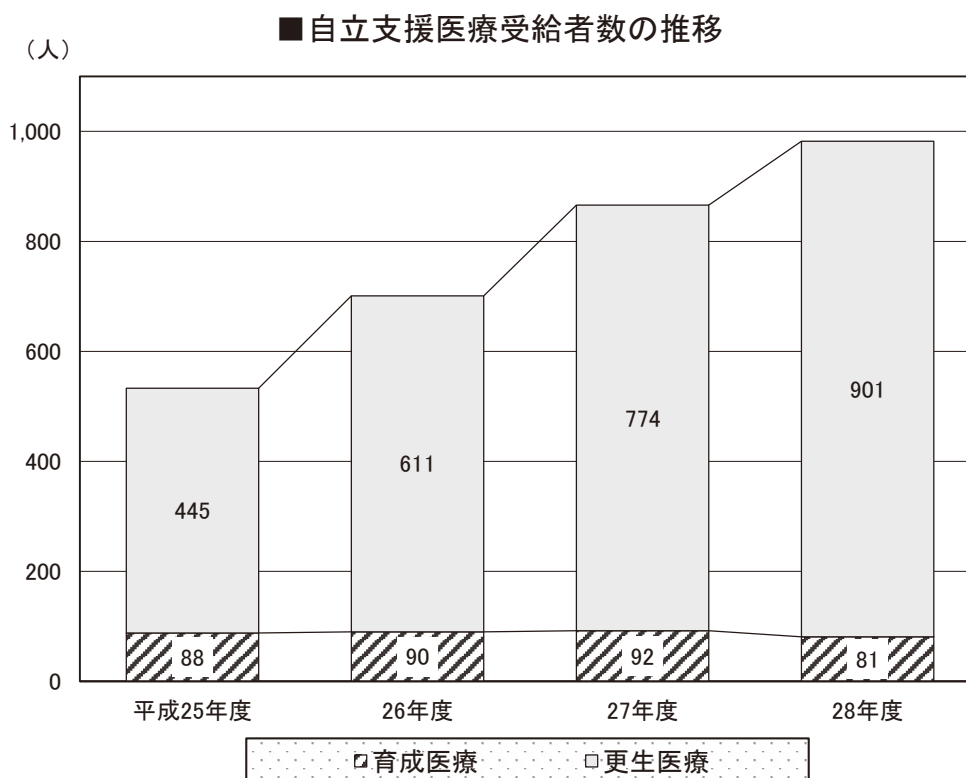
1級の重度の人は、平成23年度以降の推移では減少傾向を示しており、重度率についても低下を続けています。



資料：福祉総務課（各年度3月末現在）

(6) 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数は、平成28年度末現在、育成医療が81人、更生医療が901人となっています。そのうち、育成医療は90人前後で推移していたのが、平成28年度に減少に転じました。更生医療は増加が著しく、平成23年度の328人の2.7倍となっています。



資料：福祉総務課(各年度3月末現在)

自立支援医療：障害者総合支援法の自立支援給付に位置づけられ、育成医療、更生医療、精神通院医療がある

育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳未満が対象

更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳以上が対象

2 障害のある人に対するアンケート調査結果からみた主な意見と課題

(1) 調査の概要

この調査は、「藤井寺市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」の策定と今後の障害福祉施策を進めていく際の参考とするために、障害のある人の生活の様子や福祉サービスの利用状況、生活支援についてのアンケート調査を実施しました。

■ 調査設計

調査名 項目	藤井寺市障害児福祉計画等策定のためのアンケート調査（18歳未満対象）	藤井寺市障害福祉計画等策定のためのアンケート調査（18歳以上対象）
調査対象	平成29年4月1日現在の年齢で抽出 ●身体障害者手帳所持者 38人 ●療育手帳所持者 132人 ●精神障害者保健福祉手帳所持者 14人 ●児童通所支援のみの利用者 47人 ●指定難病対象者 2人 計 233人 ※前回調査（平成26年8月実施）は療育施設通園者、支援学校*通学者、地域の学校の特別支援学級通学者	平成29年4月1日現在の年齢で抽出 ●身体障害者手帳所持者 764人 ●療育手帳所持者 388人 ●精神障害者保健福祉手帳所持者 457人 ●児童通所支援のみの利用者 14人 ●指定難病対象者 144人 計 1,767人
調査期間	原則、平成29年6月23日から7月7日とし、その後7月31日まで回収しました。	
調査方法	両調査ともに、郵送により配布・回収しました。	

(2) 配布・回収状況

■ 調査対象別 配布・回収状況

調査対象 項目	配布数 (件)	不達数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)	前回調査 回収率(%)
18歳未満対象	233	0	111	47.6	52.9
18歳以上対象	1,767	18	853	48.8	61.9

注)有効回収率は、配布数から不達数を引いた数を母数としています。

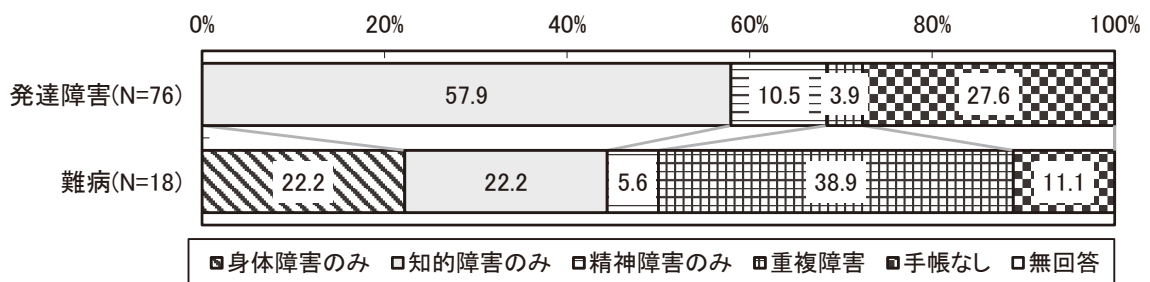
(3) 調査結果からの主な意見と課題

※ 文中、○は基本的には18歳未満調査から、●は18歳以上調査からの内容としています。

① 障害の状況について

○18歳未満調査から、発達障害[※]と診断された児童は、回答者の68.5%と高く、障害者手帳との関係では、発達障害児の57.9%が「知的障害のみ」で、「精神障害のみ」が10.5%、「重複障害」が3.9%となっています。また、「手帳なし」が27.6%とおおよそ30%となっています。

■18歳未満／発達障害・難病・高次脳機能障害[※]と障害者手帳所持の関係



○18歳未満調査から、発達障害の診断のきっかけは、「家族など身近な人が気がついた」と「乳幼児健診」が大きいことがわかりました。

⇒保護者等身近な人に対する気づきのポイントや、乳幼児健診の重要性(発達障害の早期発見・早期対応への理解等)の啓発を進めることが必要と考えられます。

○18歳未満調査から、発達障害の診断後の相談先として、「病院などの医療機関」とともに「市役所の子育て担当」が高くなっています。

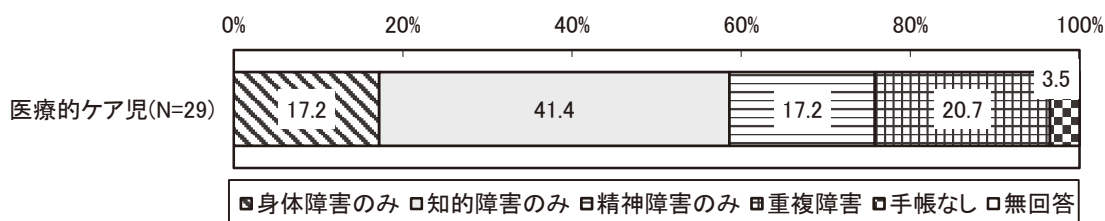
⇒生涯を通じた支援の始まりとして、必要な助言や支援が総合的に行えるよう、教育委員会も含め、関係課での連携や対応を密にすることが必要と考えられます。

○18歳未満調査の発達障害の診断・判定内容から、前回調査に比べて「学習障害」は2.5倍、「注意欠陥多動性障害[※]」は3.5倍に上昇しています。

⇒保育・教育関係者に対する発達障害への正しい理解と適切な対応に関する研修の充実、「保育所等訪問支援事業」など、支援体制の強化が必要と考えられます。

○医療的ケア[※]が必要な児童は26.1%と、およそ4人に1人の割合で、「服薬管理」が18.9%などとなっています。重複障害の児童が「気管切開」や「人工呼吸器」「吸入」「吸引」「胃ろう・腸ろう[※]」「カテーテル留置[※]」を受けています。

■18歳未満／医療的ケア※が必要な児童と障害者手帳所持の関係



- 18歳以上調査から、国指定難病の対象者に「なっている」が22.3%で、前回調査より7.7ポイント上昇しています。難病患者は、性別については、女性が54.7%、男性が45.3%で女性が多くなっています。年齢別では、40歳～64歳が52.1%で最も多く、家族類型別では、ひとり暮らしが20.5%、夫婦のみが25.3%などとなっています。障害者手帳の所持状況では、身体障害者手帳所持が48.9%で最も多く、療育手帳所持が8.4%、精神障害者保健福祉手帳所持が12.1%、手帳を持っていない人が31.1%となっています。

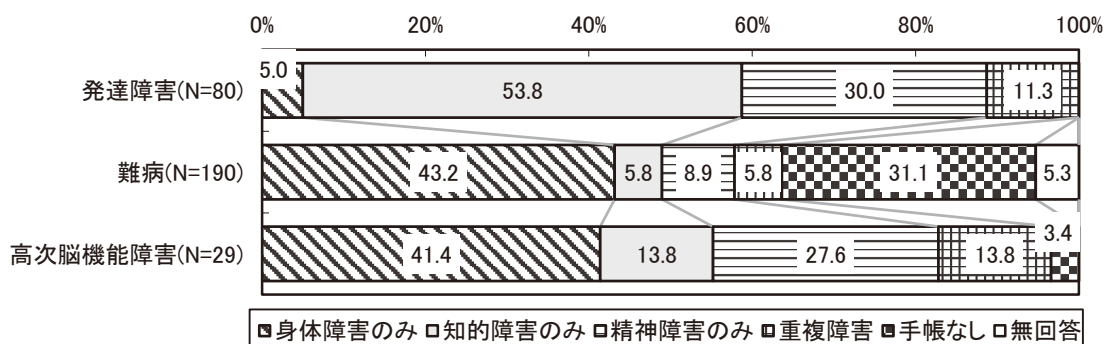
⇒支援を必要とする人の増加への対応として、障害福祉サービス等の周知が必要と考えられます。

- 18歳以上調査から、発達障害※として「診断された」は9.4%で、前回調査の6.8%から上昇しています。前回は無回答も多いため一概にはいえないものの、増加していると推測されます。また、障害者手帳の所持状況からみて、発達障害の半数を超える人が「知的障害のみ」で、「精神障害のみ」が30.0%などで、「手帳なし」は該当なしとなっています。

- 18歳以上調査から、難病の対象者について障害者手帳の所持状況からみて、およそ40%が「身体障害のみ」で、「手帳なし」がおよそ30%となっています。

- 18歳以上調査から、高次脳機能障害※の該当者について障害者手帳の所持状況からみて、およそ40%が「身体障害のみ」で、「精神障害のみ」が30%弱、「重複障害」は10%を超え、「手帳なし」は3.4%となっています。

■18歳以上／発達障害・難病・高次脳機能障害と障害者手帳所持の関係



② 育成・教育などについて

○18歳未満調査から、育成・教育に関する支援の希望については、「就学・進路相談など相談体制の充実」（78.4%）及び「子どものもつ能力や障害の状態に適した指導の実施」（74.8%）、「乳幼児期、小学生期、中学生期、中学校卒業後の各期の連続性のある支援」（61.3%）が多くなっています。

⇒就学・進路等相談・指導にあたって、きめ細かな対応や乳幼児期から学齢各期の連続性のある支援を行うため、福祉、子育て、教育、保健、医療、就労等分野の関係課や関係機関等との連携強化が必要と考えられます。

○育成・教育に関する支援の希望について、障害種別にみると、医療的ケア児[※]が多い重複障害は、回答数が10件と少なく、一概にはいえませんが、「学校等の介助体制や障害に配慮した施設の整備」が他の障害種別より高くなっています。

○18歳未満調査から、保護者の子どもについて困っていることや心配なことは、「進学や訓練、就職などの進路」（81.1%）、「家族がいなくなった時の生活」（60.4%）が特に高くなっています。

③ 差別や偏見について

○18歳未満調査から、障害のある人の社会参加への市民の理解について「深まってきたと思う」が14.4%、一方、「深まってきたとは思わない」が49.5%で、「深まってきたと思う」の3倍以上となっています。

●18歳以上調査から、障害のある人の社会参加への市民の理解について「深まってきたと思う」が15.1%、「深まってきたとは思わない」が24.2%となっています。「深まってきたと思う」は児童も大人も同程度ですが、「深まってきたとは思わない」の児童と大人の差が大きくなっています。

○18歳未満調査から、障害があるために差別や偏見を【感じる】は合わせて71.1%で、前回調査より12.0ポイント上昇しています。また、【感じる】は、身体障害のみを除く障害種別で70%を超えています。

●18歳以上調査から、障害があるために差別や偏見を【感じる】は合わせて34.4%で、前回調査と同程度となっています。【感じる】は、知的障害のみ及び重複障害では、およそ50%と高くなっています。

○18歳未満調査から、差別や偏見を感じる場面については、「人間関係」と「街かどでの人の視線」が多く、特に「人間関係」は前回調査より31.1ポイント、およそ2倍に上昇しています。

- 18歳以上調査から、差別や偏見を感じる場面については、18歳未満調査と同様に、「人間関係」と「街かどでの人の視線」が多く、「人間関係」は前回調査より8.0ポイント、「街かどでの人の視線」は11.5ポイント上昇しています。

⇒障害種別によっても、差別や偏見を感じる度合いが異なり、また、障害のある人となない人が相互に理解し合うところまで進んでいない現状もあり、障害についての正しい知識を得ることや理解を深めることが必要と考えられます。また、単なる知識としての学習・啓発ではなく、身近な地域で近所づきあいや交流、通園・通学、保育・教育などを通して、理解していくことが必要と考えられます。

④ 就労支援について

- 18歳未満調査から、高校生等は将来の仕事について、「専門技術を身につけて働きたい」及び「障害特性に合った仕事をしたい」がそれぞれ26.9%、「仕事や作業所で仲間と一緒に働きたい」が15.4%などとなっています。

⇒学校とハローワーク等労働関係機関等と連携した就労相談・支援の強化が必要と考えられます。

- 18歳未満調査から、障害のある人がよりよく働くために必要なことについて、高校生等をはじめどの年齢層も「職場の人に理解がある」がトップで、また、どの障害種別もトップとなっています。これ以外は障害種別により違いがあり、知的障害のみでは「職場に相談・指導してくれる人がいる」、精神障害のみでは「勤務時間や日数が選べる」、重複障害では「職場がバリアフリーである」がそれぞれ他の障害種別より特に高くなっています。

⇒企業や商店等に対する障害や障害者に関する正しい知識と適切な対応についての啓発の推進を、大阪府や関係機関と一緒に進めることが必要と考えられます。

- 18歳以上調査から、全体では「仕事をしている」人は25.0%となっています。仕事をしている人の形態については、「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」が37.1%、「パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員」が39.4%、「正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある」が6.1%、「自営業など」が9.9%となっています。

- 18歳以上調査から、未就労者の今後の就労意向について、全体では27.8%が「仕事をしたい」と回答しています。青年層（18歳～39歳）では49.5%と特に高くなっています。青年層の未就労の理由については、「病気や障害があるため」が62.2%でトップですが、これ以外では「自分に合った就労条件がない」（26.1%）や「人づきあいが苦手」（26.1%）、「体力がついていかない」（22.5%）などとなっています。

- 18歳以上調査から、職業訓練[※]について、青年層では「既に受講している」が17.2%、「受講したい」が36.2%と高くなっています。
- 18歳以上調査から、障害のある人の就労支援として必要なことについて、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「通勤手段の確保」「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」などが上位にあげられます。青年層では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が60%を超えて高く、「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」がおよそ50%で2番目にあげられています。
 - ⇒職業訓練とともに、コミュニケーション訓練等が合わせて行えるようなことが必要と考えられます。また、企業等と連携した在宅勤務の推進のための条件の検討などや、就労継続支援B型等事業所の工賃の底上げのための事業所等による協議や、工賃の高い事例等情報の収集と提供などが必要と考えられます。

⑤ サービス利用状況について

- 18歳未満調査から、休日や放課後の過ごし方で、前回調査と比べて「放課後等デイサービスを利用している」がおよそ10ポイント上昇し、代わって「移動支援を利用している」や「日中一時支援事業を利用している」がそれぞれ10ポイント近く低下しています。
- 18歳未満調査から、障害福祉サービス等の利用率は70.3%で、前回調査から8.9ポイント上昇しています。また、発達障害[※]の児童の利用率は73.7%となっています。
- 18歳未満調査から、利用サービスについては、「放課後等デイサービス」が56.4%でトップ、次いで「児童発達支援」(48.7%)、「各種減免(割引)制度」(33.3%)、「医療費の助成」(20.5%)などと続き、前回調査に比べて「放課後等デイサービス」は10ポイント以上上昇し、代わって「移動支援」や「日中一時支援」「児童発達支援」が低下しています。(1つ目の○の「放課後等デイサービスの利用」と質問が異なり、数値は一致しませんが、傾向として「放課後等デイサービス」の利用は増加しています。)
- 18歳以上調査から、障害福祉サービス等の利用率は43.8%で、前回調査に比べて15.8ポイント上昇しています。前回調査では高齢層(65歳以上)が多く、高齢層は障害福祉サービス等よりも介護保険サービスの利用率が高いことにもよると考えられます。年齢3区分別にみると、利用率は特に青年層が高く60.1%、壮年層(40歳~64歳)が41.6%、高齢層が36.2%となっています。障害種別にみると、知的障害のみと重複障害ではおよそ70%と高くなっています。

- 18歳以上調査から、利用サービスについて、前回項目になかった「各種減免（割引）制度」が33.7%でトップとなっています。次いで「自立支援医療」（19.0%）、「ホームヘルプサービス（居宅介護）」及び「生活介護」（各15.2%）、「就労継続支援（A型・B型）」（14.4%）、「移動支援事業」（13.6%）などとなっています。前回調査より3ポイント以上低下したサービスとしては、「ホームヘルプサービス（居宅介護）」「ショートステイ（短期入所）」「就労移行支援」「日常生活用具の給付」となっています。一方、3ポイント以上上昇したサービスとしては、「就労継続支援（A型・B型）」「相談支援」「自立支援医療（更生医療・精神通院）」となっています。

⇒「ホームヘルプサービス（居宅介護）」「ショートステイ（短期入所）」などは、利用したい日に利用できないことや、人材不足で対応できなかつたりすることもあり、利用実績とのすり合わせや実態調査が必要と考えられます。

- 18歳未満調査から、制度やサービスを利用して不満に思うことについては、「相談や手続きに時間がかかる」がトップで35.9%、次いで「利用回数・時間などに制限がある」（28.2%）、「利用したい日・時間に利用できない」（20.5%）などとなっています。

- 18歳以上調査から、制度やサービスを利用して不満に思うことについては、「利用回数・時間などに制限がある」がトップで12.8%、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」（9.1%）、「相談や手続きに時間がかかる」（8.8%）などとなっています。

- 18歳未満調査から、サービス未利用者がサービスを利用していない理由については、「サービスを利用する必要がない」以外では、「サービスに関する情報がない」（30.0%）が高くなっています。

- 18歳以上調査から、サービス未利用者がサービスを利用していない理由については、「サービスを利用する必要がない」以外では、18歳未満と同様に、「サービスに関する情報がない」（37.3%）が高く、次いで「利用するまでの手続きがわからない」が30.3%で、これ以外は10%を割っています。

⇒サービスに関する情報の入手先や入手方法、サービス利用までの流れや手続きについての周知徹底が必要と考えられます。

- 18歳未満調査から、成年後見制度の利用は0.9%、「名前も内容も知らない」が55.0%で、前回調査より8.0ポイント上昇しています。

- 18歳以上調査から、成年後見制度の利用は4.0%、「今後の利用を考えている」が7.5%で、両項目ともに前回調査の2倍になっています。また、「名前も内容も知らない」は31.9%で、前回調査より8.7ポイント低下しています。

⇒成年後見制度の周知の強化が必要と考えられます。

○18歳未満調査から、児童発達支援センター^{*}の認知率は72.1%で、就学前が87.9%で最も高くなっています。また、「利用したことがある」は64.0%で、就学前が87.9%で最も高くなっています。障害種別についてみると、知的障害のみや重複障害、手帳なしでの利用が高くなっています。

⑥ 相談体制について

○18歳未満調査から、今後の相談体制について希望することについては、「家族の悩みを受け止める家族相談員」（50.5%）や「福祉の専門職を配置した相談窓口」及び「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」（各45.9%）などが高くなっています。

○障害種別にみると、おおむねどの障害種別でも前述の3項目が上位にあげられますが、特に精神障害のみの場合、「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が88.9%、「家族の悩みを受け止める家族相談員」が77.8%と高くなっています。

●18歳以上調査から、今後の相談体制について希望することについては、「障害福祉サービスと介護保険によるサービスなど、総合的な調整・支援」（33.4%）、「福祉の専門職を配置した相談窓口」（29.8%）、「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」（26.8%）などが上位にあげられます。

⇒医療・福祉・介護・保健等、関係各課や関係機関との連携、多職種交流の促進、総合的な相談・支援体制の構築などが必要と考えられます。

3 支援学校※調査・事業所調査からみた主な意見と課題

(1) 支援学校調査

障害のある児童・生徒の通学状況や進路状況などを把握するため、本市の通学区域となっている支援学校2校に対してアンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

項目	内容
対象	西浦支援学校、藤井寺支援学校
実施方法	郵送による配布・回収
実施日	平成29年8月

西浦支援学校、藤井寺支援学校の本市の障害児の在籍状況は次表の通りですが、西浦支援学校はいずれも知的障害のある児童・生徒、藤井寺支援学校はいずれも知的・肢体不自由の重複障害児となっています。

■在籍状況

学 校	小学部						中等部			高等部		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生
西浦支援学校	3	4	3	0	0	0	6	3	6	5	3	7
藤井寺支援学校	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0
計	4	5	3	0	0	1	7	4	7	6	4	7

過去3年間の高等部の卒業生の進路状況についてみると、生活介護の利用が多い状況です。

■高等部の卒業生の進路状況

学 校	平成26年度	平成27年度	平成28年度
西浦支援学校	—	一般企業：1人 施設入所：1人 生活介護：3人	一般企業：1人 就労継続支援B型：1人 生活介護：3人
藤井寺支援学校	施設入所：1人 生活介護：3人	生活介護：1人	就労移行支援事業：1人 生活介護：1人

進路相談にあたって、学校での対応に苦慮していることや課題については、次の点があげられます。

- 医療的ケア※が必要な生徒や重症心身障害※の生徒を受け入れてくれる施設の空きがないことや、送迎時の看護師配置などができる施設が少ない。
- 進路先を決めるにあたっては、相談支援事業所と相談しながら進めている。

(2) 事業所調査

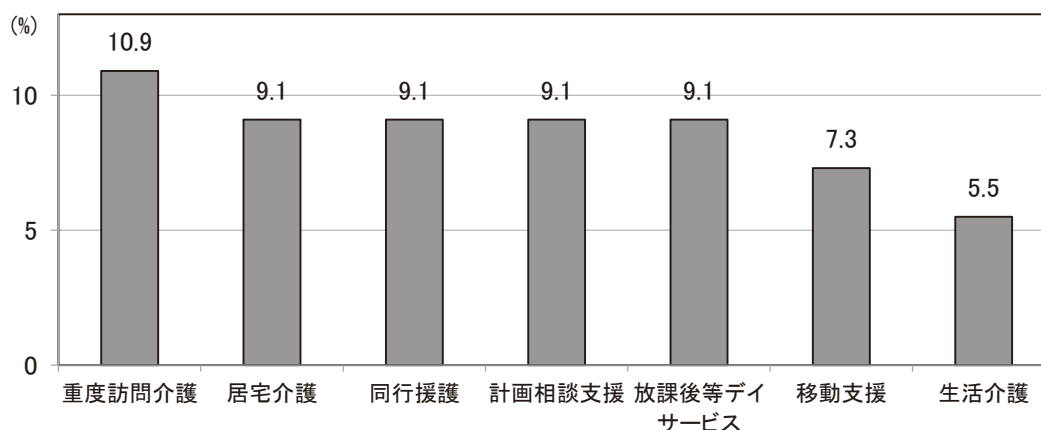
障害福祉サービス提供状況や運営上の課題、新規サービスへの参入意向等を把握するため、サービス提供事業所に対するアンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

項目	内容
対象	本市及び近隣市の障害福祉サービス提供事業所
実施方法	主としてメールにより配布・回収を行うとともに、一部郵送により配布・回収
実施日	平成29年7月～8月
配布・回収状況	配布：63件 回収：55件 回収率：87.3%

サービス提供者が不足していると感じるサービスについては、およそ30%の事業所があげ、その中では、「重度訪問介護」（10.9%）がトップ、次いで「居宅介護」や「同行援護」「計画相談支援」「放課後等デイサービス」（各9.1%）、「移動支援」（7.3%）などが上位にあがっています。

■サービス提供者が不足しているサービス（5%以上）



今後の増員・新規参入予定では、平成29年度から32年度の合計人数が100人を超えるサービスとしては、「計画相談支援」（181人）がトップ、次いで「移動支援」（174人）、「生活介護」（151人）、「就労継続支援B型」（132人）、「障害者相談支援」（131人）、「居宅介護」（125人）となっています。

平成30年4月施行予定の3つのサービスのうち、本市の利用該当者がいるという回答のあったサービスは、「自立生活援助」（1事業所、1人）及び「就労定着支援」（2事業所、合計6人）となっています。

自立生活援助：障害者支援施設やグループホームなどからひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行うサービスです。
 就労定着支援：就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスです。

4 地域生活支援拠点をテーマとしたワークショップ*からみた主な意見と課題

(1) 実施の概要

地域の障害福祉サービス提供事業所から地域生活支援拠点に関する意見を収集して計画の参考にするため、ワークショップを2回開催しました。1回目は、ワークショップを通じ地域の障害福祉や地域生活拠点に対するより一層の意識の醸成を促すため、2回目は緊急時の具体的な対応策の検討を行うため、それぞれ開催しました。

■ワークショップの実施概要

項目	内 容
対 象	地域の障害福祉サービス提供事業所
実施方法	参加者をグループに分け、ワークショップ方式で実施
第 1 回	実 施 日：平成 29 年 11 月 7 日
	参加者数：事業所職員 22 名 市職員 11 名 5グループ
第 2 回	実 施 日：平成 30 年 1 月 25 日
	参加者数：事業所職員 22 名 市職員 10 名 6グループ

(2) 結果の概要

第1回のワークショップから、障害のある人の生活をより豊かにするために必要なことは、①相談、②体験、③緊急時の対応、④人、⑤コーディネーターであり、この5つの機能を備えた所が「拠点」となること、また、拠点は地域の人に見えるように、わかるようにすることが必要であり、行政のみならず、市民、事業者等が協同してつくり上げていくものであることを、共通理解しました。

第2回のワークショップからは、前述の機能の中から「緊急時の対応」をテーマに、本市の資源等を活用し、具体的にできることをグループワークし、最後に全体で検討しました。作業の中で、建物について新たにマンションや古民家等を借り上げる方式や既存の公共施設を活用する方式、既存の障害者施設等を持ち回りで空き室をつくり活用する方式などの案が出されました。人材については、専門職の確保とともに、市民ボランティア（学生ボランティアや社協ボランティア等）による支援などが提案されました。

そのほか、設備や資金についての提案とともに、推進するための調整役、運営の担い手等についての課題が出されました。

今回出された意見等を踏まえ、今後も引き続き検討を進めます。

第3章 第4期計画の 取り組み状況

第3章 第4期計画の取り組み状況

1 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

① 施設入所者の地域生活への移行

国指針に沿った目標設定とし、平成25年度末時点の民間施設入所者の12%以上と、府立施設の再編整備に伴う地域移行予定者が平成29年度末までに地域生活に移行するとして設定

② 施設入所者の削減数

国指針に沿った目標設定とし、平成25年度末時点における施設入所者から4%を削減することを目標として設定

■第4期計画における目標設定

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数 (A)	67人	平成25年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数 (B)	10人	平成29年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	14.9%	移行割合 (B/A)
【目標】施設入所者の削減数 (C)	4人	(A)の時点から、平成29年度末時点における施設入所者の削減目標値
	6.0%	削減割合 (C/A)
平成29年度末時点の施設入所者数	63人	

【実績値】 平成27・28年度地域生活移行者数	4人	平成27年度：3人 平成28年度：1人
【実績値】 平成27・28年度削減数	4人	平成27年度：3人 平成28年度：1人

施設入所から地域生活への移行に関して、地域生活移行者数については、平成25年度末時点の入所者数67人の12%以上である10人（14.9%）の移行を目標として設定しました。しかし、地域生活への移行はあまり進まず、平成27年度は3人、28年度は1人となっています。

また、施設入所者数の削減については、平成25年度末時点の入所者数67人から4人（6.0%）の削減を目標として設定しました。平成27年度の削減数は3人、平成28年度の削減数は1人となり、平成25年度実績からの比較では4人の削減となります。

（2）精神科病院から地域生活への移行

＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

- ① 国指針に沿った目標設定とし、平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とすることを目標として設定
- ② 国指針に沿った目標設定とし、平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを目標として設定
- ③ 国指針に沿った目標設定とし、平成29年度における長期在院者数を平成24年度の6月末時点から18%以上削減することを目標として設定

＜本市の基本的な考え方＞

○成果目標については、都道府県のみが定めることとされているため、本市においては関連する活動指標のみを定めることとします。

（3）地域生活支援拠点等の整備

＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

国指針に沿った目標設定とし、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する。

＜本市の基本的な考え方＞

○近隣市町村の状況を鑑みながら、「藤井寺市障害者支援会議」等において、必要な機能を検討した上で、地域生活支援拠点等を整備します。

平成29年度において、障害福祉サービス提供事業所を対象とした「地域生活支援拠点を考えるワークショップ[※]」を開催するなど、検討に向けて動き出しました。引き続き、本市の実情を踏まえた拠点機能及び支援体制の整備について検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

平成29年度末における福祉施設から一般就労への移行者数について、大阪府内の平成24年度実績の1.5倍以上とし、府内の市町村ごとに按分した数値を目標として設定

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数について、平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることを目標として設定

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

平成29年度末における就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように目標を設定

■第4期計画における目標設定

項目	数値	考え方
【基準】 福祉施設から一般就労への移行者数	12人	平成24年度の福祉施設から一般就労への移行者数
【目標】 ①目標年度（平成29年度末）の一般就労移行者数	11人	大阪府が作成した目標値を市町村ごとに按分した数値
【実績値】 平成27年度の一般就労移行者数	5人	達成率：45.5%
【実績値】 平成28年度の一般就労移行者数	11人	達成率：100.0%

項目	数値	考え方
【基準】 就労移行支援事業の利用者数	21人	平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】 ②目標年度（平成29年度）の就労移行支援事業利用者数	34人	平成29年度における就労移行支援事業利用者数
	1.62倍	
【実績値】 平成27年度就労移行支援事業利用者数	14人	達成率：41.2%
【実績値】 平成28年度就労移行支援事業利用者数	11人	達成率：32.4%

項目	数値	考え方
【基準】 就労移行支援事業所数	4事業所	平成25年度末時点の就労移行支援事業所数
【目標】 ③平成29年度末の就労移行率が3割以上の事業所数の割合	5割	平成29年度末の就労移行支援事業所の5割以上
【実績値】 平成27年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	25%	
【実績値】 平成28年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	50%	

就労移行支援事業に関して、福祉施設利用者の平成29年度末の一般就労への移行者数を11人と設定していました。平成28年度には実績が11人となっています。

また、平成29年度の就労移行支援事業利用者数については34人と設定しました。

(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

平成25年度の実績額に、34.2%増した額を下回らない額（ただし、その額が3,000円に満たない場合は、3,000円を下回らない額）を基本として目標を設定

■第4期計画における目標設定

項目	数値	考え方
【基準】 平成25年度の工賃の平均額等、基準となる額	5,147円	平成25年度の工賃平均額
【目標】 平成29年度の工賃の平均額	6,908円	平成25年度実績の約34.2%増
【実績値】 平成27年度の工賃の平均額	5,670円	平成25年度実績の10.2%増
【実績値】 平成28年度の工賃の平均額	5,339円	平成25年度実績の3.7%増

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額は、平成29年度末には6,908円と設定しました。

2 障害福祉サービス

◆表の単位の見方

人／月 : 月間あたりの利用者数

時間分／月 : 月間の利用者数×1人1か月あたりの平均利用時間

人日分／月 : 月間の利用者数×1人1か月あたりの平均利用日数

件／年 : 年間の利用総件数（平成29年度は年度途中のため年間見込数を示す。）

時間／年 : 年あたりの利用時間総数

回数／月 : 月間あたりの利用回数

◆数値の見方

●数値は小数点以下を四捨五入して整数表示しています。

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービス全体の状況

サービス区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
居宅介護	人／月	152	130	124	119	128	117	132	119
	時間分／月	3,200	2,200	2,213	1,972	2,285	2,047	2,357	1,999
重度訪問介護	人／月	11	7	6	7	7	8	8	11
	時間分／月	1,794	1,053	954	1,025	1,113	1,101	1,272	1,732
同行援護	人／月	18	17	17	18	18	18	19	17
	時間分／月	455	350	386	359	409	365	431	359
行動援護	人／月	6	3	2	3	2	3	3	3
	時間分／月	129	46	31	55	31	87	46	56
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間分／月	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問系合計	人／月	187	157	149	147	155	146	162	150
	時間分／月	5,578	3,649	3,584	3,411	3,838	3,600	4,106	4,146

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

訪問系サービス全体の利用者数は、平成27年度以降、計画値を下回っているものの、おおむね横ばいとなっています。利用時間は、平成27年度以降増加を続け、平成29年度には計画値を上回る見込みです。

居宅介護については、利用者数及び利用時間ともに、平成27年度から29年度は計画値を下回っているものの、おおむね横ばいとなっています。

重度訪問介護については、身体障害のある人のみの見込みで、平成27年度以降、利用者数は計画値を上回り、利用時間は、平成28年度がわずかながら計画値を下回るものの、平成29年度は大幅に計画値を上回っています。

同行援護については、身体障害のある人のみの見込みでしたが、平成29年度には障害児の利用が1人、20時間ありました。利用者数はおおむね計画値と同程度で推移していますが、利用時間は計画期間中、計画値を下回っていますが、おおむね横ばいで推移しています。

行動援護については、知的障害のみの見込みで、計画期間中、3人で推移し、利用時間は計画期間中、いずれの年度も計画値を上回っていますが、平成28年度が最も多くなっています。

重度障害者等包括支援については、サービス提供事業所が市内及び近隣市町にもないため、利用を見込まず、実績も該当なしとなっています。

■居宅介護の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	95	75	76	73	77	52	78	51
	時間分/月	1,995	1,288	1,360	1,212	1,378	1,341	1,396	1,300
知的障害のある人	人/月	19	22	16	15	17	19	18	16
	時間分/月	384	372	267	238	284	185	301	181
精神障害のある人	人/月	24	22	20	19	21	42	22	48
	時間分/月	506	372	358	319	376	447	394	456
障害のある児童	人/月	14	11	12	12	13	4	14	4
	時間分/月	315	168	228	203	247	74	266	62
合計	人/月	152	130	124	119	128	117	132	119
	時間分/月	3,200	2,200	2,213	1,972	2,285	2,047	2,357	1,999

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人の利用者数は、平成28年度、29年度に計画値を下回りましたが、利用時間は、増加傾向を示し、平成28年度、29年度はほぼ計画値どおりとなっています。

知的障害のある人の利用者数は増減があり、平成28年度は計画値を上回りましたが、29年度には下回る見込みです。利用時間は、計画期間中、いずれの年度も計画値を下回って推移しています。

精神障害のある人の利用者数は平成28年度に大きく増加し、計画値の2倍となり、29年度も増加しています。また、利用時間も増加傾向にあり、平成28年度、29年度は計画値を上回っています。知的障害のある人とともに、1人当たりのヘルパーの利用時間は減少していますが、ヘルパーの利用時間を多く使わなくても生活できる軽度の障害の人の利用増加が要因と思われます。

障害のある児童は、利用者数及び利用時間ともに平成28年度は減少し、29年度はその傾向が続いています。その要因としては、これまでの利用者が18歳以上に到達したことや、生活環境の変化から利用を停止するケースがあり、それを上回る新規利用が発生しなかったためと考えられます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

■生活介護の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害 のある人	人／月	56	56	57	57	58	47	59	45
	人日分／月	1,070	1,126	1,140	1,160	1,160	867	1,180	805
知的障害 のある人	人／月	74	85	77	77	80	100	83	110
	人日分／月	1,399	1,830	1,525	1,553	1,584	2,052	1,643	2,261
精神障害 のある人	人／月	0	0	0	0	0	0	0	1
	人日分／月	0	0	0	0	0	0	0	6
合 計	人／月	130	141	134	134	138	147	142	156
	人日分／月	2,469	2,956	2,665	2,713	2,744	2,919	2,823	3,072

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人の利用者数は、平成27年度は計画値どおりの57人が、28年度、29年度と減少し、計画値を下回っています。利用日数も平成28年度、29年度は大きく減少しています。

一方、知的障害のある人の利用者数は、平成27年度には計画値と同値の77人から28年度には100人に大幅に増加し、29年度もさらに増加しています。利用日数も計画期間中、いずれの年度も計画値を上回り、特に平成28年度以降の増加が大きくなっています。事業所が市内に新設されたことが要因と考えられます。

精神障害のある人は、利用を見込んでいませんでしたが、平成29年度には1人、6人日の利用がありました。

② 自立訓練

■自立訓練の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害 のある人	人／月	3	2	1	2	1	2	1	1
	人日分／月	53	26	14	36	14	19	14	16
知的障害 のある人	人／月	2	1	1	1	1	1	1	1
	人日分／月	22	12	18	26	18	20	18	18
精神障害 のある人	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人日分／月	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	人／月	5	3	2	3	2	3	2	2
	人日分／月	75	38	32	62	32	39	32	34

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人の利用者数は、平成27年度、28年度ともに計画値1人に対し、実績値は2人となっていました。29年度は1人の見込みです。利用日数は平成27年度が計画値の2倍以上となりましたが、28年度、29年度は計画値を上回ったものの、27年度より減少しています。

知的障害のある人の利用者数は、計画期間中、いずれの年度も計画値どおり1人となっています。利用日数は平成27年度、28年度と計画値を上回ったものの、減少傾向にあり、29年度は計画値と同値となっています。

精神障害のある人は、利用を見込んでおらず、実績の該当もなしとなっています。

③ 就労移行支援

■就労移行支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	12	6	8	4	9	0	10	1
	人日分/月	214	110	154	83	173	0	192	20
知的障害のある人	人/月	24	12	14	7	15	5	17	6
	人日分/月	379	220	237	127	254	97	287	122
精神障害のある人	人/月	7	4	5	3	6	6	7	5
	人日分/月	93	74	76	41	91	105	106	84
合計	人/月	43	22	27	14	30	11	34	12
	人日分/月	686	404	467	251	518	202	585	226

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人の利用者数、利用日数ともに年々、大幅に減少し、平成28年度には利用がありませんでした。この要因は、国の制度改正等により、障害者雇用率が増加していることや、サービス利用のアセスメント*を事業所が厳格に行うようになったことから、後述の就労継続支援等に利用者が移管されたためと考えられます。平成29年度は1人、20人日の利用見込みとなっています。

知的障害のある人は、計画期間中、いずれの年度も利用者数、利用日数ともに計画値を下回っています。

一方、精神障害のある人は、利用者数、利用日数がともに平成27年度から28年度にかけて増加し、利用者数は計画値どおり、利用日数は計画値を上回っています。平成29年度は28年度より1人、21人日減少する見込みとなっています。

④ 就労継続支援（A型）

■就労継続支援（A型）の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人／月	2	7	6	6	7	6	8	7
	人日分／月	44	128	98	104	114	106	130	136
知的障害のある人	人／月	3	10	8	9	9	7	10	4
	人日分／月	66	183	157	156	176	132	196	70
精神障害のある人	人／月	0	0	0	13	0	17	0	17
	人日分／月	0	0	0	224	0	317	0	236
合計	人／月	5	17	14	28	16	30	18	28
	人日分／月	110	311	255	484	290	555	326	442

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人の利用者数は、おおむね計画値どおりで推移し、利用日数は平成28年度が計画値を下回ったものの、29年度は増加し、計画値を上回る見込みです。

知的障害のある人の利用者数は、平成27年度には9人で、計画値の8人を上回りましたが、28年度、29年度と減少しています。利用日数は、平成27年度はほぼ計画値どおりでしたが、28年度、29年度は減少しています。

精神障害のある人の利用は見込んでいませんでしたが、平成27年度には13人、28年度には17人の利用があり、29年度も17人の見込みで、全体の計画値を大きく上回る実績率となっています。この要因は、精神障害のある人の人数が増加していることと、ハローワークにおいても、就職先として求職者に紹介するケースが増えていることが想定されます。

⑤ 就労継続支援（B型）

■就労継続支援（B型）の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人／月	12	10	10	10	11	7	12	6
	人日分／月	184	169	166	163	183	77	199	72
知的障害のある人	人／月	53	62	60	61	65	67	70	65
	人日分／月	925	1,021	1,056	1,038	1,144	1,246	1,232	1,169
精神障害のある人	人／月	29	28	26	26	28	30	30	32
	人日分／月	377	445	377	370	406	391	435	416
合計	人／月	94	100	96	97	104	104	112	103
	人日分／月	1,486	1,635	1,599	1,571	1,733	1,714	1,866	1,657

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人は、利用者数、利用日数ともに平成28年度は大きく減少し、29年度も減少傾向の見込みです。

知的障害のある人の利用者数、利用日数はともに、平成27年度から28年度にかけて増加し、計画値を上回りましたが、29年度には減少する見込みとなっています。

精神障害のある人は知的障害のある人と同様に、利用者数、利用日数ともに、平成27年度から28年度にかけて増加し、29年度もさらに増加する見込みです。

⑥ 療養介護

■療養介護の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
重度心身障害児者	人/月	7	7	7	7	7	7	7	6

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

重度心身障害児者の利用者数は、7人の計画値に対し実績も7人で推移していましたが、平成29年度には6人となる見込みです。

⑦ 短期入所

■短期入所の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	10	8	7	7	8	10	9	10
	人日分/月	77	54	53	48	61	68	68	73
知的障害のある人	人/月	16	23	24	23	26	28	28	31
	人日分/月	118	149	161	147	174	191	188	212
精神障害のある人	人/月	0	1	3	3	3	2	3	1
	人日分/月	0	6	33	29	33	9	33	8
障害のある児童	人/月	3	3	2	2	3	3	4	3
	人日分/月	22	19	16	17	24	10	32	7
合計	人/月	29	35	36	35	40	43	44	45
	人日分/月	217	228	263	241	292	278	321	300

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人、知的障害のある人、障害のある児童の利用者数は、平成27年度から28年度にかけて増加し、知的障害のある人は29年度も増加の見込みとなっています。また、利用日数も身体障害のある人及び知的障害のある人は、平成27年度から28年度にかけて増加し、29年度も増加の見込みで、28年度、29年度はともに計画値を上回っています。

精神障害のある人の利用者数及び利用日数はともに、平成27年度から28年度に減少し、29年度もさらに減少の見込みとなっています。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

■共同生活援助の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	4	3	3	4	4	7	5	6
知的障害のある人	人/月	35	31	29	34	31	46	33	51
精神障害のある人	人/月	12	9	9	11	10	5	11	6
合 計	人/月	51	43	41	49	45	58	49	63

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人及び知的障害のある人は、計画期間中いずれの年度も計画値を上回り、ともに平成27年度から28年度に大きく増加しています。一方、精神障害のある人は平成28年度に大きく減少し、計画値の半数となっています。

② 施設入所支援

■施設入所支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	19	21	21	21	21	20	21	17
知的障害のある人	人/月	41	45	44	43	43	43	42	45
精神障害のある人	人/月	0	0	0	2	0	0	0	0
合 計	人/月	60	66	65	66	64	63	63	62

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人及び知的障害のある人の利用者数は、平成27年度、28年度はほぼ計画値どおりとなっていますが、平成29年度は知的障害のある人が増加の見込みとなっています。

精神障害のある人は、平成27年度の2人が、28年度には利用なしとなっています。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

① 計画相談支援

■計画相談支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	80	8	17	12	19	16	21	14
知的障害のある人	人/月	210	16	32	24	35	31	39	28
精神障害のある人	人/月	90	8	15	11	16	14	18	16
障害のある児童	人/月	35	2	2	1	2	1	3	0
合計	人/月	415	34	66	48	72	62	81	58

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

3障害ともに平成27年度、28年度と計画値を下回っているものの、利用者はそれぞれ増加しています。平成29年度は、精神障害のある人のみ増加の見込みです。

障害のある児童は、平成27年度、28年度の計画値2人に対して、実績値は1人で、29年度は利用がない見込みです。

② 地域移行支援

■地域移行支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	1	0	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人/月	1	2	3	0	3	0	4	0
精神障害のある人	人/月	1	0	3	0	3	0	3	0
合計	人/月	3	2	6	0	6	0	7	0

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

3障害ともに計画期間中の利用がなしとなっています。

③ 地域定着支援

■地域定着支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人／月	1	0	3	0	3	0	4	0
精神障害のある人	人／月	1	0	3	0	3	0	3	0
合計	人／月	2	0	6	0	6	0	7	0

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

3障害ともに計画期間中の利用がなしとなっています。

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、計画期間について実施となっています。

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、計画期間について実施となっています。

③ 相談支援事業

■相談支援事業の実施状況

事業区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	
相談支援	障害者相談支援事業	箇所	1	3	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	実施の有無	有	無	無	無	無	無	有	無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	有	無	無	無	無	無	有	無	

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

障害者相談支援事業については、平成26年度から相談支援事業所が3箇所となっています。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、実施済みですが、基幹相談支援センター及び住宅入居等支援事業については、平成29年度時点で未実施となっています。

④ 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業

■成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

事業区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

成年後見制度利用支援事業は、計画値1人に対し、利用実績はなしとなっています。

成年後見制度法人後見支援事業は、実施済となっています。

⑤ 意思疎通支援事業

■意思疎通支援事業の実施状況

事業区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
手話通訳者派遣事業	人/年	20	15	15	15	15	11	15	8
要約筆記者派遣事業	人/年	2	2	1	2	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2	2	2	2	2	2

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

手話通訳者派遣事業は、平成28年度は27年度より減少し、計画値を下回りました。

要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業は、ほぼ計画値どおりとなっています。

⑥ 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の実施状況

用具等区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護訓練支援用具	件/年	7	4	4	2	4	6	4	0
自立生活支援用具	件/年	11	16	11	12	11	11	11	3
在宅療養等支援用具	件/年	11	10	10	2	11	11	12	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	14	13	10	7	10	7	10	15
排泄管理支援用具	件/年	1,500	1,615	1,570	1,411	1,580	1,652	1,590	1,365
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	0	1	0	1	0	1	0

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

介護訓練支援用具及び排泄管理支援用具は、平成27年度に比べて28年度は大きく増加し、ともに計画値を上回りましたが、29年度は介護訓練支援用具については利用見込みがなく、排泄管理支援用具も減少見込みです。

自立生活支援用具は、平成27年度、28年度ともにほぼ計画値どおりとなっていますが、29年度は減少する見込みとなっています。

在宅療養等支援用具は、平成27年度に比べて28年度は大きく増加し、計画値どおりとなりました。しかし、29年度は減少の見込みです。

情報・意思疎通支援用具は、平成27年度は26年度より減少し、28年度は横ばいで、計画値を下回っています。しかし、29年度は計画値を上回る利用の見込みとなっています。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、平成24年度以降、利用なしとなっています。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

■手話奉仕員養成研修事業の実施状況

事業名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
手話奉仕員養成研修事業	人／年	24	23	23	29	23	22	23	14

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

修了者数は、平成27年度には26年度より増加し、計画値を上回りましたが、28年度は減少し、計画値をわずかながら下回りました。

⑧ 移動支援事業

■移動支援事業の年間計画値と実績値

障害区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人／年	57	73	76	71	78	55	79	33
	時間／年	18,810	21,989	20,885	20,486	21,434	14,941	21,709	10,520
知的障害のある人	人／年	71	79	80	90	82	85	84	92
	時間／年	31,836	21,945	26,040	22,325	26,691	26,782	27,342	30,954
精神障害のある人	人／年	13	11	13	26	15	19	17	11
	時間／年	3,211	1,876	2,149	2,518	2,480	2,546	2,810	2,474
障害のある児童	人／年	41	23	24	18	25	21	26	11
	時間／年	14,514	5,390	5,136	4,844	5,350	3,300	5,564	2,546
合計	人／年	182	186	193	205	200	180	206	147
	時間／年	68,371	51,200	54,210	50,173	55,955	47,569	57,425	46,494

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

身体障害のある人は、利用者数、利用時間ともに減少傾向にあり、特に29年度は計画値の半数以下となる見込みです。

知的障害のある人の利用者数は、平成27年度、28年度ともに計画値を上回り、特に平成28年度の利用時間は、利用者数が前年度より若干減少したにもかかわらず増加し、計画値を上回っています。また、29年度はさらに増加する見込みです。

精神障害のある人は、利用者数は平成27年度に前年度の2倍以上の増加があったものの、28年度には減少していますが、計画値を上回っています。29年度もさらに減少する見込みです。利用時間は平成27年度に大きく増加し、28年度もわずかながら前年度より増加し、両年度ともに計画値を上回っています。しかし、29年度には前年度より減少し、計画値を下回る見込みです。

障害のある児童は、平成27年度の利用者数が26年度より減少したものの、28年度に増加しています。しかし、両年度ともに計画値を下回っています。また、平成29年度は計画値の半数以下となる見込みです。利用時間は減少傾向にあり、特に平成29年度は計画値の半数以下となる見込みです。要因としては、放課後等デイサービスの利用により、保護者が帰宅するまでの時間帯の利用が減ったことによるものと考えられます。

⑨ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の年間計画値と実績値

区分	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	
基礎的事業	実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3
	利用者数	人/年	40	45	48	48	50	54	52	48

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

利用者数は、平成27年度は計画値どおり、28年度には計画値を上回りましたが、29年度は減少する見込みです。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

■訪問入浴サービスの年間利用者数の計画値と実績値

事業名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
訪問入浴サービス	人/年	1	1	1	1	1	2	1	3

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

利用者数は、計画値通り1人で推移していましたが、平成28年度は2人となり、29年度には3人の見込みです。

② 日中一時支援事業

■日中一時支援事業の年間利用者数の計画値と実績値

事業名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
日中一時支援事業	人/年	7	5	6	3	7	2	8	1

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

利用者数は、減少傾向にあり、平成29年度は計画値8人に対し、1人の見込みとなっています。

③ 更生訓練費給付事業

■更生訓練費給付事業の年間利用者数の計画値と実績値

事業名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
更生訓練費給付事業	人/年	7	13	20	9	21	9	22	4

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

平成26年度まで利用者が増加していましたが、27年度は減少に転じ、28年度は横ばいで、29年度には計画値22人に対し、4人の見込みとなっています。

4 児童福祉法に基づくサービス

① 児童発達支援

■児童発達支援の月平均計画値と実績値

サービス名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
児童発達 支 援	人／月	30	39	39	39	40	46	41	43
	人日／月	450	455	468	466	480	550	492	444

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

利用者数、利用日数ともに、平成27年度から28年度は増加傾向にあり、28年度は計画値を上回りました。要因としては、対象児童数が増加していることと、制度認知が進んだためと考えられます。しかし、平成29年度は利用者数が計画値を上回ったものの、利用日数は平成27年度値よりも少ない見込みです。

② 医療型児童発達支援

■医療型児童発達支援の月平均計画値と実績値

サービス名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
児童発達 支 援	人／月	1	0	0	0	0	1	0	1
	人日／月	10	0	0	0	0	8	0	16

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

第4期計画では、利用者数、利用日数を見込んでいませんでしたが、平成28年度に1人、8人日の利用、29年度には1人、16人日の利用見込みとなっています。

③ 放課後等デイサービス

■放課後等デイサービスの月平均計画値と実績値

サービス名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
放課後等 デイサービス	人／月	4	28	38	32	45	46	55	67
	人日／月	28	192	266	311	315	564	385	838

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

利用者数の伸びが平成26年度の28人から、27年度が32人、28年度が46人、29年度は67人の見込みで、28年度からは計画値を上回っています。利用日数は、平成26年度の192人日が、29年度には838人日と4倍以上になる見込みで、増加が著しくなっています。要因としては、事業所の新設が進んだためと考えられます。

④ 保育所等訪問支援

■保育所等訪問支援の月平均計画値と実績値

サービス名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
保育所等訪問支援	回数／月	20	5	8	6	11	7	15	10

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

利用回数は増加傾向にあり、平成29年度は10回となる見込みですが、計画値を下回っています。

⑤ 障害児相談支援

■障害児相談支援の月平均計画値と実績値

サービス名	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
障害児相談支援	人／月	20	4	18	7	20	11	23	13

注)平成29年度は、7月までの実績による見込値

利用者数は増加しているものの、計画値を下回って推移し、平成29年度は計画値23人に対し13人の見込みとなっています。

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「障害福祉計画及び障害児福祉計画」は、障害福祉サービスや障害児支援、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な基盤整備を進めていくためのものです。

基盤整備を進めていくにあたり、国や大阪府が示している障害福祉計画の策定に関する基本指針を踏まえつつ、基本的には第4期計画の基本理念を踏襲します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会実現のため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を、身体障害、知的障害及び精神障害のある人並びに難病患者等であって、18歳以上の人及び18歳未満の児童とし、サービスの充実を図ります。

発達障害[※]のある人及び高次脳機能障害[※]のある人については、従来から精神障害のある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障害のある人等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

2 平成32年度の成果目標の設定

(1) 障害のある人に関する平成32年度の成果目標の設定

① 施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。 ○平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。 ○平成29年度末時点で、未達成と見込まれる人数を加味して設定。
大阪府の指針	○国指針に沿って、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。 ○国指針に沿って、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。 ○第4期計画で、未達成と見込まれる人数を加味して設定。
藤井寺市の指針	○大阪府の指針に従い、平成32年度末における目標の設定を行います。

■成果目標

項目	数値	備考
【基準】平成28年度末時点の施設入所者数 (A)	63人	
【目標】地域生活移行者数 (B)	7人	平成32年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	11%	移行割合 (B/A)
【目標】施設入所者の削減数 (C)	1人	(A)の時点から、平成32年度末時点における施設入所者の削減目標値
	2%	削減割合 (C/A)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{*}の構築

国の指針	○平成32年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定。
大阪府の指針	○国指針に沿った目標設定とし、平成32年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを、大阪府の目標として設定。
藤井寺市の指針	○平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。協議の場としては、既存の会議の活用を検討し、新たに医療関係機関を構成員に加えるなどの調整を図っていきます。

③ 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する。
大阪府の指針	○国指針に沿った目標設定とし、平成32年度末までに各市町村または各圏域に、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを、大阪府の目標として設定。
藤井寺市の指針	○「藤井寺市障害者支援会議」等において、必要な機能や支援体制を検討した上で、地域生活支援拠点等を平成32年度末までに整備します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

<p>国の指針</p>	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数について、平成28年度実績の1.5倍以上とする。なお、平成29年度末までの目標が達成されないと見込まれる場合は、その割合を加えて、目標を設定する。</p> <p>○就労移行支援事業の利用者数について、平成28年度末の利用者数から2割以上増加する。なお、平成29年度末までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標とする。</p> <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。</p> <p>○各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を<u>80%以上</u>とする。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国の指針及び大阪府の実績等を踏まえ、平成32年度中に福祉施設を通じて一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の<u>1.3倍以上</u>とし、府全体の目標値を府内の市町村ごとに案分した数値を下限として設定する。</p> <p>○国の指針に沿って、就労移行支援事業の利用者数について、平成28年度末の利用者数から2割以上増加する。</p> <p>○国の指針に沿って、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。</p> <p>○国基準に沿って、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とする。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○大阪府の指針に従い、それぞれ平成32年度末における目標の設定を行います。</p>

■成果目標

項目	数値	考え方
【基準】福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	11人	平成28年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【基準】就労移行支援事業の利用者数 (B)	14人	平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【基準】就労移行支援事業所数 (C)	4事業所	平成28年度末時点の就労移行支援事業所数
【目標】①目標年度(平成32年度)の一般就労移行者数 (D)	15人	平成32年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者の数
	1.4倍	(D/A)

項 目	数値	考 え 方
【目標】②目標年度（平成32年度）の 就労移行支援事業利用者数 （E）	17人	平成32年度における就労移行 支援事業利用者数
	1.2倍	（E/B）
【目標】③目標年度（平成32年度）の 就労移行率3割以上の事業所 （F）	5割以上	（F/平成32年度の就労移行支 援事業所数）
【目標】④就労定着支援事業による1年 後の職場定着率（G）	8割以上	

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（月額）

大阪府の 指針	○大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において 設定した目標工賃を踏まえ設定。各市町村においては、管内の就労 継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標額を 設定すること。
藤井寺市の 指針	○実績を踏まえ、設定を行います。

■成果目標

項 目	数値	考 え 方
【基準】平成28年度の工賃の平均額等 基準となる額	5,339円	
【目標】平成32年度の工賃の平均額	6,995円	平成28年度の実績の約30%増

(2) 障害児に関する平成32年度の成果目標の設定

① 児童発達支援センター*の設置、保育所等訪問支援の充実

国の指針	<p>○平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>○平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
大阪府の指針	<p>○国指針に沿った目標設定とし、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。また、設置される児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援が実施されるよう努められたい。</p> <p>○国指針に沿った目標設定とし、平成32年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
藤井寺市の指針	<p>○本市の状況として、羽曳野市、松原市とともに児童発達支援センターを圏域で設置し、保育所等訪問支援はすでに実施しています。今後、この共同設置（圏域設置）を維持しつつ、事業者との連携のもと、支援をより充実させるための検討を、他の2市と協議していきながら進めていきます。</p>

② 重症心身障害児*のための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備等

国の指針	<p>○平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保であっても差し支えない。</p>
大阪府の指針	<p>○大阪府内の重症心身障がい児は約2,400人であることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数を除した箇所数を参考にして、平成32年度末までの大阪府の目標を設定。この目標数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、市町村ごとに目標を設定。</p>
藤井寺市の指針	<p>○本市の現状として、重症心身障害児を主に支援する事業所は、児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれもない状況です。対象者のニーズ及び他市の状況を調査しつつ、圏域での確保も視野に入れながら、管内事業所とも協議を行い、検討を進めます。</p>

③ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

国の指針	○平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
大阪府の指針	○国指針に沿った目標設定とし、平成30年度末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用すること等により、対象を「医療的ケア児 [*] 」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することを目標として設定。
藤井寺市の指針	○現在、医療的ケア児への支援に関して協議できる場がありません。今後、医療的ケア児だけに限らず、障害児全般に関して、福祉、子育て、教育、医療など、各分野が抱える課題や問題点等を協議できる場の設置について、府より示される実態把握のための調査要項及び協議の場の設置促進のための支援ツールを参考にしつつ検討を進めます。

第5章 施策・事業の取り組み

第5章 施策・事業の取り組み

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排泄、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護。

① 訪問系サービス全体の見込み

■訪問系サービス全体の月平均見込み

サービス区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	人／月	127	136	145
	時間分／月	2,259	2,388	2,517
重度訪問介護	人／月	11	12	12
	時間分／月	1,732	1,889	1,889
同行援護	人／月	18	20	21
	時間分／月	380	421	443
行動援護	人／月	3	4	4
	時間分／月	66	88	88
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間分／月	0	0	0
訪問系合計	人／月	159	172	182
	時間分／月	4,437	4,786	4,937

■居宅介護の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	51	52	53
	時間分／月	1,300	1,325	1,351
知的障害者	人／月	17	18	19
	時間分／月	209	222	234
精神障害者	人／月	54	60	66
	時間分／月	665	739	813
障害児	人／月	5	6	7
	時間分／月	85	102	119
合 計	人／月	127	136	145
	時間分／月	2,259	2,388	2,517

■同行援護の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	17	18	19
	時間分／月	360	381	403
障害児	人／月	1	2	2
	時間分／月	20	40	40
合 計	人／月	18	20	21
	時間分／月	380	421	443

【見込みの考え方】

① 居宅訪問介護

身体障害者は、減少、横ばい傾向にありますが、平成30年度を平成29年度と同じ51人とし、その後は1人増と設定しています。利用時間は、平成29年度の1人当たり平均利用時間の25.5時間を利用者数に乗じて算出しています。

知的障害者は、第4期で増減があるため、3年間の平均を平成30年度の見込値とし、その後は1人増と設定しています。利用時間は、第4期で増減があることから、3年間の1人当たり平均利用時間の12.3時間を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害者は、平成28年度から29年度の増加傾向を維持するものとし、平成30年度より6人ずつ増と設定しています。利用時間は、第4期で増減があることから、3年間の1人当たり平均利用時間の12.3時間を利用者数に乗じて設定しています。

障害児は、減少、横ばい傾向にありますが、平成29年7月は5人となっていることから、平成30年度は5人とし、以後1人ずつ増と設定しています。利用時間は、第4期で増減があることから、3年間の1人当たり平均利用時間の17.0時間を利用者数に乗じて設定しています。

② 重度訪問介護

身体障害者について、平成29年度の見込みは11人ですが、直近の7月は10人になっているため、平成30年度を11人とし、31年度に1人増と設定しています。利用時間は、第4期で最も多い平成29年度の1人当たり平均利用時間の157.5時間を、利用者数に乗じて算出しています。

③ 同行援護

身体障害者について、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用時間は、1人当たり平均利用時間が年々増加し、平成29年度の21.2時間が最も大きいため、その値を利用者数に乗じて算出しています。

障害児は、平成30年度は29年度と同じ1人とし、31年度に1人増と設定しています。利用時間は、平成29年度の1人の実績しかいないため、その20.0時間を利用者数に乗じて算出しています。

④ 行動援護

知的障害者について、3人の利用が続いていますが、平成30年度は3人とし、31年度は1人増と設定しています。利用時間は、1人当たり平均利用時間の増減があるため、第4期の3年間の1人当たり平均利用時間の22.0時間を利用者数に乗じて算出しています。

⑤ 重度障害者等包括支援

前期に引き続き、利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

(2) 日中活動系サービスの見込量

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供。
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供。
就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供。
就労定着支援（新設）	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助。
短期入所	介護者の病気等によって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排泄、食事の介護。

① 生活介護

■生活介護の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	46	47	48
	人日分／月	869	888	907
知的障害者	人／月	115	120	125
	人日分／月	2,364	2,467	2,569
精神障害者	人／月	1	1	2
	人日分／月	6	6	12
合 計	人／月	162	168	175
	人日分／月	3,239	3,361	3,488

【見込みの考え方】

身体障害者は、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、第4期の1人当たりの平均利用日数が年々減少傾向にあるため、3年間の平均値である18.9人日を利用者数に乗じて設定しています。

知的障害者は、支援学校※卒業生等を含め、平成29年度より5人ずつ増と設定しています。利用日数は、第4期の1人当たり平均利用日数が年々わずかながら増加していることから、平成29年度の20.6人日を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害者は、平成29年度に1人の利用があることから、平成30年度、31年度を1人とし、平成32年度に1人増と設定しています。利用日数は、平成29年度の実績である6.0人日を利用者数に乗じて設定しています。

② 自立訓練

■自立訓練の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	1	1	1
	人日分／月	15	15	15
知的障害者	人／月	1	1	1
	人日分／月	21	21	21
精神障害者	人／月	0	0	0
	人日分／月	0	0	0
合 計	人／月	2	2	2
	人日分／月	36	36	36

【見込みの考え方】

身体障害者は、平成29年度が1人ないし利用のない月もあることから、平成30年度以降も1人と設定しています。利用日数は、第4期の1人当たりの平均利用日数に増減があることから、3年間の平均値である14.5人日を利用者数に乗じて設定しています。

知的障害者は、第4期と同様に1人と設定しています。利用日数は、第4期の1人当たりの平均利用日数に増減があることから、3年間の平均値である21.3人日を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害者は、第4期と同様に設定していませんが、ニーズの把握に努め、サービスの提供体制の整備について検討します。

③ 就労移行支援

■就労移行支援の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	2	3	4
	人日分／月	41	61	82
知的障害者	人／月	7	8	9
	人日分／月	142	163	183
精神障害者	人／月	6	7	8
	人日分／月	105	123	140
合 計	人／月	15	18	21
	人日分／月	288	347	405

【見込みの考え方】

身体障害者は、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、平成28年度の実績がないため、平成27年度、29年度の1人当たり平均である20.4人日を利用者数に乗じて設定しています。

知的障害者も、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数が年々増加し、平成29年度が最も多いため、その値の20.3人日を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害者も、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数が最も多い平成28年度の17.5人日を利用者数に乗じて設定しています。

④ 就労継続支援（A型）

■就労継続支援（A型）の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	9	10	11
	人日分／月	175	194	214
知的障害者	人／月	5	6	7
	人日分／月	94	113	132
精神障害者	人／月	18	19	20
	人日分／月	336	354	373
合 計	人／月	32	35	38
	人日分／月	605	661	719

【見込みの考え方】

身体障害者は、平成29年度7月の利用が9人であり、平成30年度も同数とし、以後1人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数が年々増加し、平成29年度が最も多いため、その値の19.4人日を利用者数に乗じて設定しています。

知的障害者は、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数の最も多い平成28年度の18.9人日を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害者も、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数が最も多い平成28年度の18.6人日を利用者数に乗じて設定しています。

⑤ 就労継続支援（B型）

■就労継続支援（B型）の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	7	8	9
	人日分／月	92	105	118
知的障害者	人／月	68	71	74
	人日分／月	1,265	1,320	1,376
精神障害者	人／月	35	38	41
	人日分／月	470	510	550
合 計	人／月	110	117	124
	人日分／月	1,827	1,935	2,044

【見込みの考え方】

身体障害者は、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、平成28年度が大きく減少しているため、第4期の3年間の1人当たり平均利用日数である13.1人日を利用者数に乗じて設定しています。

知的障害者は、平成29年度より3人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数の最も多い平成28年度の18.6人日を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害者も、平成29年度より3人ずつ増と設定しています。利用日数は、第4期の3年間の1人当たり平均利用日数の13.4人日を利用者数に乗じて設定しています。

⑥ 就労定着支援

■就労定着支援の年間見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／年	2	4	6
知的障害者	人／年	6	12	18
精神障害者	人／年	2	4	7
合計	人／年	10	20	31

【見込みの考え方】

平成30年度からの新設サービスです。成果目標では、一般就労の定着率80%を目指していることから、各年度の一般就労移行者数に80%を乗じて、事業は最大3年間の利用となっていることから、毎年度積み上げて設定しています。

⑦ 療養介護

■療養介護の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度心身障害児者	人／月	6	6	6

【見込みの考え方】

平成29年度は6人になっていることから、そのまま横ばいで設定しています。

⑧ 短期入所

■短期入所の月平均見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	11	12	13
	人日分／月	80	88	95
知的障害者	人／月	33	35	37
	人日分／月	226	239	253
精神障害者	人／月	2	3	3
	人日分／月	15	22	22
障害児	人／月	3	4	4
	人日分／月	14	19	19
合 計	人／月	49	54	57
	人日分／月	335	368	389

【見込みの考え方】

身体障害者は、平成29年度より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数の最も多い平成29年度の7.3人日を利用者数に乗じて設定しています。

知的障害者は、平成29年度より2人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数の最も多い平成29年度の6.8人日を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害者は、平成30年度、31年度は平成29年度より1人ずつ増とし、平成32年度は平成31年度と同値と設定しています。利用日数は、1人当たり利用日数が減少傾向にあるため、第4期の3年間の1人当たり平均利用日数の7.4人日を利用者数に乗じて設定しています。

障害児は、平成30年度は平成29年度と同値とし、平成31年度に1人増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数が減少傾向にあるため、第4期の3年間の平均である4.7人日を利用者数に乗じて設定しています。

(3) 居住系サービスの見込量

■居住系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
共同生活援助	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助。
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排泄、食事の介護。
自立生活援助（新設）	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を実施。

① 共同生活援助

■共同生活援助の月平均見込み

対象	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	7	7	8
知的障害者	人／月	54	57	60
精神障害者	人／月	7	8	9
合 計	人／月	68	72	77

【見込みの考え方】

成果目標の地域移行者数を踏まえるとともに、利用ニーズも多いことを踏まえて設定しています。

身体障害者は、平成29年度の利用見込みが6人であることから、平成30年度に1人増とし、平成32年度にも1人増と設定しています。

知的障害者は、平成29年度の利用見込みが51人であることから、平成30年度以降3人増と設定しています。

精神障害者は、平成29年度の利用見込みが6人であることから、平成30年度以降1人増と設定しています。

② 施設入所支援

■施設入所支援の月平均見込み

対象	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	17	17	17
知的障害者	人／月	45	45	45
精神障害者	人／月	0	0	0
合 計	人／月	62	62	62

【見込みの考え方】

成果目標の施設入所者数の削減数は1人としていますが、平成29年度の見込みが62人で、平成28年度から1人減少しています。したがって、62人を維持していくことを基本に、利用希望者のニーズを踏まえ、入所、退所を支援します。

③ 自立生活援助

■自立生活援助の月平均見込み

対象	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	0	1	1
知的障害者	人／月	0	0	0
精神障害者	人／月	1	2	2
合 計	人／月	1	3	3

【見込みの考え方】

平成30年度からの新設サービスです。成果目標で平成32年度末までの地域生活移行者を7人と設定していますが、すべて単身生活への移行として、自立生活援助の利用者と見込んでいます。

(4) 相談支援サービスの見込量

■相談支援サービスの種類と内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画の作成。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも実施。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を実施。
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を実施。

① 計画相談支援

■計画相談支援の月平均見込み

対象	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人/月	16	18	20
知的障害者	人/月	30	32	34
精神障害者	人/月	20	24	28
障害児	人/月	1	2	3
合 計	人/月	67	76	85

【見込みの考え方】

身体障害者及び知的障害者は、どちらも平成28年度から29年度に減少していますが、平成30年度以降は平成29年度より2人増と設定しています。

精神障害者は、利用が増加していることから、平成30年度より4人ずつ増と設定しています。

障害児については、平成29年度は利用がないことから、平成30年に1人、以降1人ずつ増と設定しています。

② 地域移行支援

■地域移行支援の月平均見込み

対象	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	0	0	0
知的障害者	人／月	2	2	2
精神障害者	人／月	2	2	2
合 計	人／月	4	4	4

【見込みの考え方】

三障害ともに第4期の実績がありませんが、成果目標における福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を考慮し、知的障害者及び精神障害者について、計画期間の各年度2人と設定しています。

③ 地域定着支援

■地域定着支援の月平均見込み

対象	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／月	0	0	0
知的障害者	人／月	2	2	2
精神障害者	人／月	2	2	2
合 計	人／月	4	4	4

【見込みの考え方】

成果目標における福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を考慮し、地域移行支援と同様に、知的障害者及び精神障害者について、計画期間の各年度2人と設定しています。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

■地域生活支援事業必須事業の種類と内容

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	平成25年度から開始された事業で、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動等を実施。
自発的活動支援事業	平成25年度から開始された事業で、障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援。
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会 [*] の運営等を実施。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を実施。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について行う補助。
成年後見制度法人後見支援事業	平成25年度から開始された事業で、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を実施。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を実施。

事業名	内 容
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を実施。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を実施。

① 理解促進研修・啓発事業

■理解促進研修・啓発事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込みの考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

② 自発的活動支援事業

■理解促進研修・啓発事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込みの考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

③ 障害者相談支援事業

■相談支援事業の見込み

サービス区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

【見込みの考え方】

基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業については、今まで未実施であった要因や、必要な機能等について、委託相談支援事業所をはじめ、市内相談支援事業所と協議し、平成32年度中の実施に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

■成年後見制度利用支援事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	1	1	1

【見込みの考え方】

今後の施策展開等により、毎年利用者がいるものとして見込んでいます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■成年後見制度法人後見支援事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込みの考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

■意思疎通支援事業の見込み

事業区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者 派遣事業	件／年	125	130	135
	時間／年	188	195	203
要約筆記者 派遣事業	件／年	3	5	7
	時間／年	11	18	25
手話通訳者 設置事業	人／年	2	2	2

【見込みの考え方】

3事業ともに第4期の実績を踏まえて設定しています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の見込み

用具等区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件／年	4	4	4
自立生活支援用具	件／年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件／年	10	10	10
情報・意思疎通 支援用具	件／年	12	12	12
排泄管理支援用具	件／年	1,450	1,470	1,490
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	1	1	1

【見込みの考え方】

介護・訓練支援用具については、平成29年度の実績がないことから、27年度、28年度の平均を30年度以降に設定しています。

自立生活支援用具については、平成29年度の実績見込みが少ないことから、27年度、28年度のおおむね平均を平成30年度以降に設定しています。

在宅療養等支援用具についても、第4期の3年間の平均から平成30年度以降を設定しています。

情報・意思疎通支援用具については、平成29年度に増加が見込まれますが、第4期のそれまでの実績を踏まえ、3年間の平均に増加を加味して設定しています。

排泄管理支援用具については、平成29年度が前年度より大きく減少していることから、第4期の3年間の平均を踏まえ、設定しています。

居宅生活動作補助用具については、平成24年度以降利用がありませんが、第4期と同様に1人と設定し、事業の周知を図り利用を促進します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

■手話奉仕員養成研修事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員 養成研修事業	人／年	23	23	23

【見込みの考え方】

第4期計画期間では年々減少していたため、3年間の平均を踏まえて設定しています。

⑨ 移動支援事業

■移動支援事業の年間見込み

障害区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	人／年	53	58	63
	時間分／年	16,896	18,490	20,084
知的障害者	人／年	94	96	98
	時間分／年	31,627	32,300	32,973
精神障害者	人／年	19	21	23
	時間分／年	4,273	4,723	5,173
障害児	人／年	17	18	19
	時間分／年	3,935	4,166	4,398
合 計	人／年	183	193	203
	時間分／年	56,731	59,679	62,628

【見込みの考え方】

身体障害者は、年々減少していますが、第4期の3年間の平均を平成30年度に設定し、以後5人ずつ増と設定しています。利用時間は、1人当たり平均利用時間の最も多い平成29年度の318.8時間を利用者数に乗じて設定しています。

知的障害者は、平成28年度に一旦減少しましたが、29年度には増加したことから、平成30年度以降、平成29年度より2人ずつ増と設定しています。利用時間は、1人当たり平均利用時間の最も多い平成29年度の336.5時間を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害者は、年々減少していますが、第4期の3年間の平均を平成30年度に設定し、以後2人ずつ増と設定しています。利用時間は、1人当たり平均利用時間の最も多い平成29年度の224.9時間を利用者数に乗じて設定しています。

障害児は、平成29年度の減少が大きいものの、第4期の3年間の平均を平成30年度に設定し、以後1人ずつ増と設定しています。利用時間は、第4期の3年間の平均より平成29年度が231.5時間で最も多いため、この値を利用者数に乗じて設定しています。

⑩ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の年間見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎的事業	箇所	3	3	3
	人／年	50	52	54

【見込みの考え方】

利用者数は、第4期の3年間は増減があるため、3年間の平均を平成30年度にし、以降、2人ずつ増と設定しています。

(2) 任意事業

■地域生活支援事業任意事業の種類と内容

事業名	内 容
訪問入浴サービス事業	身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供。
日中一時支援事業	日常生活を支援するため、障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費等を支給。

① 訪問入浴サービス事業

■訪問入浴サービス事業の年間見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人／年	3	3	3

【見込みの考え方】

利用者数は、平成29年度が3人の見込みから、そのまま横ばいで設定しています。

② 日中一時支援事業

■日中一時支援事業の年間見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人／年	2	2	2

【見込みの考え方】

利用者数は、平成29年度が1人の見込みですが、前年度に2人の利用があったことから平成30年度以降、2人と設定しています。

③ 更生訓練費給付事業

■更生訓練費給付事業の年間見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
更生訓練費 給付事業	人／年	7	7	7

【見込みの考え方】

給付対象者数は、平成29年度が4人と前年度の9人より減少していますが、第4期の3年間の平均の7人を平成30年度以降設定しています。

3 障害児支援の見込量

■障害児支援事業の種類と内容

事業名	内 容
児童発達支援	身体障害児、知的障害児または精神障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を実施。
医療型児童発達支援	身体障害児、知的障害児または精神障害児を対象に、児童発達支援に加え、治療を実施。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を実施。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成。

① 児童発達支援

■児童発達支援の月当たり見込み

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人／月	44	45	46
	人日分／月	526	538	550

【見込みの考え方】

利用者数は、平成29年度が43人で、前年度より減少していますが、30年度以降、1人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数の最も多い平成28年度の12.0人日を利用者数に乗じて設定しています。

② 医療型児童発達支援

■医療型児童発達支援の月当たり見込み

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型 児童発達支援	人／月	1	1	1
	人日分／月	16	16	16

【見込みの考え方】

利用者数は、平成28年度、29年度に1人となっていることから、平成30年度以降も1人と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数が最も多い平成29年度の16.0人日を利用者数に乗じて設定しています。

③ 居宅訪問型児童発達支援

■居宅訪問型児童発達支援の月当たり見込み

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型 児童発達支援	回／月	0	0	1

【見込みの考え方】

平成30年度からの新設サービスです。利用回数は、平成32年度に月1回と設定します。

④ 放課後等デイサービス

■放課後等デイサービスの月当たり見込み

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイ サービス	人／月	77	92	107
	人日分／月	963	1,150	1,338

【見込みの考え方】

利用者数は、平成28、29年度と利用者が増加しています。平成30年度は29年度より10人増と設定し、以後、15人増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数の最も多い平成29年度の12.5人日を利用者数に乗じて設定しています。

⑤ 保育所等訪問支援

■保育所等訪問支援の月当たりの見込み

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	回／月	12	14	16

【見込みの考え方】

利用回数は、平成29年度に前年度の7回から10回に増加したため、今後も増加するものとして2人ずつ増と設定しています。

⑥ 障害児相談支援

■障害児相談支援の月当たりの見込み

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人／月	15	17	20

【見込みの考え方】

利用者数は、第4期は増加傾向にあったことから、平成29年度の13人が30年度には15人に増加すると設定し、以降も2人ないし3人ずつ増と設定しています。

⑦ 医療的ケア児^{*}に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【見込みの考え方】

大阪府の考え方に基づき、医療的ケア児のための関係機関の協議の場に、平成30年度末までに関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置するよう調整します。

4 サービス等の確保策

① 訪問系サービスの確保策

サービス提供事業所調査から、不足するサービスとして、訪問系サービスでは「居宅介護」や「重度訪問介護」「同行援護」があげられていました。訪問系サービスの利用実績からは「重度訪問介護」が利用者数は少ないものの、増加傾向が見られることから、サービス提供体制の充実に努めていきます。

また、三障害をはじめ発達障害[※]、難病、高次脳機能障害[※]、医療的ケア[※]が必要な人など、本人の状態や家族の状況などを踏まえたきめ細かな対応も求められていることから、障害特性等の理解をはじめ、コミュニケーションを苦手とするサービス利用者への対応など、知識や技術の向上を図るため、府主催の研修の周知等を進めます。

② 日中活動系サービスの確保策

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練、介助のほか、日中の居場所づくり、在宅での介護者のレスパイト[※]などに対応するなど、障害のある人及びその家族にとっても重要な生活拠点であることから、「藤井寺市障害者支援会議」等におけるサービスの利用状況や事業所の動向、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行者等の状況等を調査し、利用ニーズ等を踏まえながら、サービス量の確保に努めます。

③ 居住系サービスの確保策

福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を進める上でも、共同生活援助は重要な生活拠点になります。利用者のニーズの把握に努め、府や近隣の市町村と連携し、場所の確保に努めます。

施設入所支援については、退所が可能な施設入所者のニーズを踏まえながら、国や大阪府の指針に沿って施設入所者の削減を進めるとともに、一方で、施設入所の必要な人が入所できるよう、適切なサービス量の確保に努めます。

④ 相談支援の確保

相談支援は、一人ひとりの状況やニーズにきめ細かく対応するためにも、重要な役割を果たすことから、相談支援専門員の育成をはじめ、「藤井寺市障害者支援会議」と連携し、質・量ともに充実したサービスの提供に努めます。

⑤ 地域生活支援事業の確保策

地域生活支援事業のうち、必須事業に定められている10の事業について、完全実施を目指して取り組むとともに、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、サービス利用の促進を図るとともに、多様な事業者の参入を図ります。

また、任意事業については、事業内容の周知を進め、支援を必要とする人に適切なサービスの提供に努めます。

⑥ 障害児支援事業の確保策

発達障害[※]など療育を必要とする子どもの増加や、子どもの発達や子育てに不安を抱える保護者のニーズに対応して、また、切れ目のない支援を提供できるよう、関係各課をはじめ保健、医療、福祉、教育、就労などの多様な分野の専門家による会議など、包括的なケアシステムの構築を進めます。

さらに、平成30年度から新設される居宅訪問型児童発達支援をはじめ、保育所等訪問支援、重症心身障害[※]支援のための児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

5 権利擁護の推進

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。障害のある人が差別や虐待から守られ、地域で自立した生活があたりまえに送れるような社会づくりを目指すことが重要です。

障害福祉サービス等の関係では、障害の種別や程度にかかわらず、必要なサービスが適切に受けられるようにすることや、利用支援のための情報提供にはじまり、わかりやすい説明であることも必要です。

また、成年後見制度についても利用しやすいものにしていく必要があります。

さらに、障害のある人の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23年6月24日に制定され、平成24年10月1日から施行されています。この法律は、国や地方公共団体のみならず、障害者福祉施設従事者等に障害のある人の虐待の防止等のための責務を課しています。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所等においても、障害のある人の人権の擁護、虐待の防止に関する取り組みを進めることが必要です。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

① 共生社会の実現に向けた地域との連携

国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、「我が事、丸ごとの地域共生社会の実現」が提示されています。地域住民をはじめ地域の多様な主体が地域の様々な課題の解決に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していくことが求められています。障害のある人の地域生活支援拠点づくりは、まさにこの一環として目指す必要があります。地域共生社会の理念や目指すところについて、普及啓発するとともに、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、地域団体、企業等が一体となって藤井寺市らしい地域生活支援拠点を目指します。

② 府・近隣自治体との連携

計画の推進にあたっては、サービスの調整をはじめサービス提供基盤整備、人材の養成・確保、就労支援等、広域的な調整・対応が必要です。

そのため、羽曳野市、松原市、柏原市等との連携を進めるとともに、障害福祉サービスにかかわる人材の養成や就労機会の拡充、精神科病院退院者の支援、難病患者への支援など、広域的な課題にも適切に対応できるよう、大阪府との連携強化を図ります。

③ 庁内連携の推進

本計画は、障害のある人の施設から地域生活への移行支援、就労支援等、福祉分野をはじめ、保健、医療、人権、雇用、教育、住宅、交通など多様な分野との連携の下、総合的に取り組むことが必要です。

また、本計画は第1期障害児福祉計画を含むものであることから、障害児支援の円滑な実施に向けても、庁内連携がより求められています。

そのため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携し、全庁が一体となって各種施策・事業を推進します。

2 計画の点検・評価

障害福祉計画では、成果目標と活動指標について、数値目標を定めています。この進捗状況については、毎年度、大阪府への取組状況の報告を行うことで、達成状況がわかります。その報告結果について、関係団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「藤井寺市障害者支援会議」及びその専門部会等に報告するとともに、改善する点や新たな課題などを把握し、次の展開に繋げていくという、PDCAサイクルにより、本計画を推進していきます。

資料編

1 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画との連携

障害児福祉計画の策定にあたり、「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」（平成29年3月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号、府子本361）では、「障害児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。」とのことから、本計画においても、藤井寺市子ども・子育て支援事業計画との連携を図ります。

なお、以下に掲載しております内容につきましては、藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（中間年の見直し後）からの抜粋であり、量の見込みにつきましては、障害児も含めた子ども全体の数値となっています。

(1) 教育・保育の量の見込み

① 教育・保育

■事業内容等

1号及び2号のうち学校教育の希望については、幼稚園（認定こども園含む）にて、幼児の健やかな成長のために適当な教育環境を与えて、その心身の発達を助長します。

2号のうち学校教育の希望以外の方及び3号については、保育所（認定こども園含む）にて、子どもを保育します。

■量の見込み

	1号	2号		3号	
	3歳以上	学校教育の希望	左記以外	0歳	1-2歳
平成30年度(人)	704	737		102	446
平成31年度(人)	661	727		107	440

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

① 時間外保育事業

■事業内容等

保護者の就労時間の多様化に伴い、通常の保育時間を延長し、保育を実施しています。

■量の見込み

	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	376	362

② 放課後児童健全育成事業

■事業内容等

放課後に保護者が不在となる家庭の小学校就学児童を対象に、放課後児童クラブを開設しています。放課後児童クラブでは、保護者と指導員が協力しながら、児童が集団生活の場で自主的で計画的、安全に過ごすことができる生活習慣を身につけることを目指します。

■量の見込み

	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	718	725
1年生～3年生(人)	492	491
4年生～6年生(人)	226	234

③ 乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容等

生後4か月頃までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込み

	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	430	430

④ 養育支援訪問事業、子どもを見守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容等

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、要保護児童等対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

■量の見込み

	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	11	11

⑤ 地域子育て支援拠点事業

■事業内容等

育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援、親子の交流の場や情報提供等、地域における総合的な子育て支援事業を実施します。

■量の見込み

	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日)	18,312	17,772

⑥-1 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

■事業内容等

幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かるサービスです。在園児が対象です。

■量の見込み

	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日)	10,726	10,726
①1号認定による利用(人日)	-	-
②2号認定による利用(人日)	-	-

⑥-2 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

■事業内容等

保護者等の病気や家族の看護、葬祭等で家庭での保育が困難な場合等に、保育所で一時的に就学前児童を預かります。

■量の見込み

	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日)	3,221	3,099

2 計画策定の経過

■計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成29年 5月22日	第1回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○障害福祉計画等策定に向けて ○アンケート調査内容について
6月23日～ 7月31日	障害のある人へのアンケート調査	○藤井寺市にお住まいの18歳未満及び18歳以上の障害のある人それぞれを対象に、生活状況やニーズ等を把握するためアンケート調査を実施
7月～8月	事業所調査	○障害福祉サービス提供状況や運営上の課題、新規サービスへの参入意向等を把握するため、サービス提供事業所に対するアンケート調査を実施
8月	支援学校調査	○障害児の通学状況や進路状況などを把握するため、本市の通学区域となっている支援学校2校に対してアンケート調査を実施
8月28日	第2回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○第4期障害福祉計画の実績について ○アンケート調査結果について ○第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の骨子案について ○事業所向けワークショップについて
11月7日	事業所向けワークショップ	○市内障害福祉サービス事業所のかたを対象に、地域生活支援拠点をテーマとしたワークショップを開催
11月27日	第3回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○アンケート調査結果について ○事業所向け調査の結果について ○事業所向けワークショップについて ○藤井寺市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の素案について ○パブリックコメントについて
平成30年 1月25日	事業所向けワークショップ	○市内障害福祉サービス事業所のかたを対象に、緊急時の対応をテーマとしたワークショップを開催
1月9日～ 2月2日	パブリックコメントの実施	○計画素案について、広く市民から意見を募集するため、ホームページに掲載するとともに、主要施設に設置
2月20日	第4回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○パブリックコメントの結果について ○藤井寺市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（案）について

○藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則

平成25年3月29日規則第29号

改正 平成28年12月28日規則第111号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、藤井寺市保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉施策推進のための意見集約
- (2) 保健福祉施策に関する調査研究
- (3) 保健福祉施策の実施に当たっての助言
- (4) 保健福祉計画策定に当たっての市長からの諮問の審議及び報告
- (5) その他保健福祉施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健福祉関係団体の代表者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健福祉関係機関に属する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、施策の検討、供給サービス、事例研究等事務及び各種行政計画の審議を分掌する。

3 部会は、会長が指名する委員で組織する。

4 部会には部会長を置き、正副会長が分担し部会を総理する。

5 その他部会の会議に関する事項は、前条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部福祉総務課において行う。

2 部会の庶務は、部会を主宰する担当課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員である者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成28年12月28日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行する。

■ 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿

平成 29 年 7 月 1 日現在

所 属	氏 名
桃山学院大学 社会学部	◎安 原 佳 子
大阪府藤井寺保健所	高 林 弘 の
藤井寺市社会福祉協議会	小 谷 充 郎
藤井寺市身体障害者福祉協議会	平 田 侑 子
藤井寺市心身障害児（者）父母の会	杉 江 徳 久
精神障害者まつしの家族会	保 田 一 恵
特定非営利活動法人 藤	永 山 春 樹
Mama's circle てらす	額 田 庫三子
藤井寺市立第2保育所	八 幡 智 子

◎: 部会長

3 用語の説明

あ行

■アセスメント（35ページ）

障害のある人やその家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のことです。

■医療的ケア（3・6・18・19・25・79ページ）

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のことです。

■医療的ケア児（20・54・78ページ）

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものことをいいます。

■胃ろう・腸ろう（18ページ）

経管栄養には、手術で胃や腸などの消化管に穴を開け、チューブやカテーテルを使って栄養を直接送る方法があり、胃に穴を開ける方法のことを「胃ろう」、腸に穴を開ける方法のことを「腸ろう」といいます。

か行

■カテーテル留置（18ページ）

カテーテルは、体腔または器官の内容液を排出したり、薬剤を導入するために用いられる中空の柔らかい管のことで、長時間の留置を目的としている場合、カテーテル留置の処置を行います。

■高次脳機能障害（5・18・19・48・79ページ）

頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害のことです。

■合理的配慮（2ページ）

障害のある人一人ひとりの状況に応じた支援等について、お金や労力等の負担がかかりすぎない範囲で行う配慮のことです。

さ行

■支援学校（6・17・25・59ページ）

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。

■児童発達支援センター（24・53ページ）

地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■重症心身障害（児）（25・53・80ページ）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。これは医学的診断名ではなく児童福祉での行政上の措置を行うための定義（呼び方）です。

■職業訓練（22ページ）

障害のある人を対象とする職業訓練は、大阪障害者職業能力開発校、高等職業技術専門学校等で行うほか、求職者対象に民間教育訓練機関等に委託して行う訓練、在職者対象の訓練など様々あります。

■職業リハビリテーション（4ページ）

障害のある人が自立した職業生活を送ることができるように、職業指導・職業訓練・職業紹介などの支援を行うことをいいます。障害者雇用促進法に基づいて、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター・障害者職業能力開発校などが、医療・保健福祉等の関係機関と連携して実施しています。

た行

■地域自立支援協議会（1・68ページ）

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会のことをいいます。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。藤井寺市においては、「藤井寺市障害者支援会議」がその役割を担っています。

■地域包括ケアシステム（50ページ）

元来、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの包括的な支援・サービスを一体的に提供する体制や仕組みのことをいいます。第5期障害福祉計画では、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められ、精神障害のある人が施設や病院から地域に移行しても、安心して自立した生活を送ることができるように、包括的な支援・サービスを一体的に提供する体制や仕組みの構築が必要とされています。

■注意欠陥多動性障害（18ページ）

文部科学省によると、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをさします。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

は行

■発達障害（1・3・5・18・19・22・48・79・80ページ）

発達障害者支援法の定義では、発達障害とは自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいい、WHO（世界保健機関）の基準「ICD-10」（「国際疾病分類」第10版）に準拠しています。

また、平成25年にアメリカ精神医学会が公表した「DSM-5」（「精神疾患の診断・統計マニュアル」第5版）では、自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害を統合した自閉症スペクトラム障害、限局性学習障害、注意欠如・多動性障害を発達障害としています。注意欠如・多動性障害は、平成26年に日本精神神経学会により「注意欠陥」が「注意欠如」に改名されました。

■パブリックコメント（6ページ）

行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度のことで、行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページ等を通じて意見を募ります。住民は、電子メールや郵便等の方法で意見を提出します。

■法定雇用率（2ページ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害のある人の雇用の割合のことをいいます。「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、平成30年4月より法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることになりました。

ら行

■レスパイト（79ページ）

本来の休息、息抜きという意味から、福祉では介護からの一時的な解放という意味で使われます。レスパイトケアとは、障害のある人等を介護する家族等を一時的に、一定の期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助のことをいいます。

わ行

■ワークショップ（6・27・29ページ）

英語では、仕事場、作業場の意味。講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のことをいいます。

藤井寺市第5期障害福祉計画 及び第1期障害児福祉計画

平成30年3月発行

発行 藤井寺市
〒583-8583
大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

編集 藤井寺市 福祉部 福祉総務課
